

芦屋市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

素案 V1.6

令和8年(2026年)7月

芦 屋 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の背景・目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画対象の廃棄物	3
1-4 計画の対象期間	3
第2章 廃棄物を取り巻く社会情勢	4
2-1 国内外の動向	4
2-2 関連法令の概況	8
2-3 国、兵庫県の目標	9
第3章 芦屋市の概況	10
3-1 位置	10
3-2 人口	11
3-3 産業	12
3-4 土地利用	13
第4章 ごみ処理の現状	15
4-1 ごみ処理の概要	15
4-2 ごみ排出量の推移	17
4-3 資源化量の推移	18
4-4 最終処分量の推移	20
4-5 ごみ処理経費の推移	20
4-6 ごみ処理フロー	21
4-7 ごみ質の推移	22
4-8 県内他都市との比較	23
4-9 1人当たりのごみ処理経費の他都市比較	27
4-10 環境省システム評価ツール結果（令和6年度実績）	28
第5章 市民・事業者アンケート調査の結果	29
5-1 市民アンケート調査	29
5-2 事業者アンケート調査	34
第6章 現計画の総括と課題	42
6-1 現計画目標値達成の見通し	42
6-2 施策の実施状況	43
6-3 今後の課題	44

第7章 将来推計	46
7-1 人口の将来推計	46
7-2 ごみ排出量の将来予測	46
第8章 ごみ処理基本計画	47
8-1 基本理念	47
8-2 基本方針	47
8-3 数値目標	48
8-4 施策体系	50

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の背景・目的

(1) 計画の背景

環境に対する意識の高まりを背景としたごみ減量意識の定着や、経済動向の低迷を受け、芦屋市（以下、「本市」という。）のごみ排出量は減少傾向が続いています。

こうした状況の中、国は平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）¹」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れています。国が令和6年（2024年）に策定した第六次環境基本計画や、第五次循環型社会形成推進基本計画では、SDGs の考え方を基本としながら、「持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する」という方向性を掲げています。

(2) 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。また、本計画は、10年から15年の長期計画として、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされています。

本市は、令和4年（2022年）3月に「わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」を基本理念とした芦屋市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の協働により、3R（スリーアール）²やごみの適正処理を推進し、限りある資源の過剰な使用の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちの形成に取り組んできました。

本計画は、前計画の策定から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、令和7年（2025年）に改定された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口減少を踏まえた新たな将来人口の予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、計画内容の見直しを行うものです。

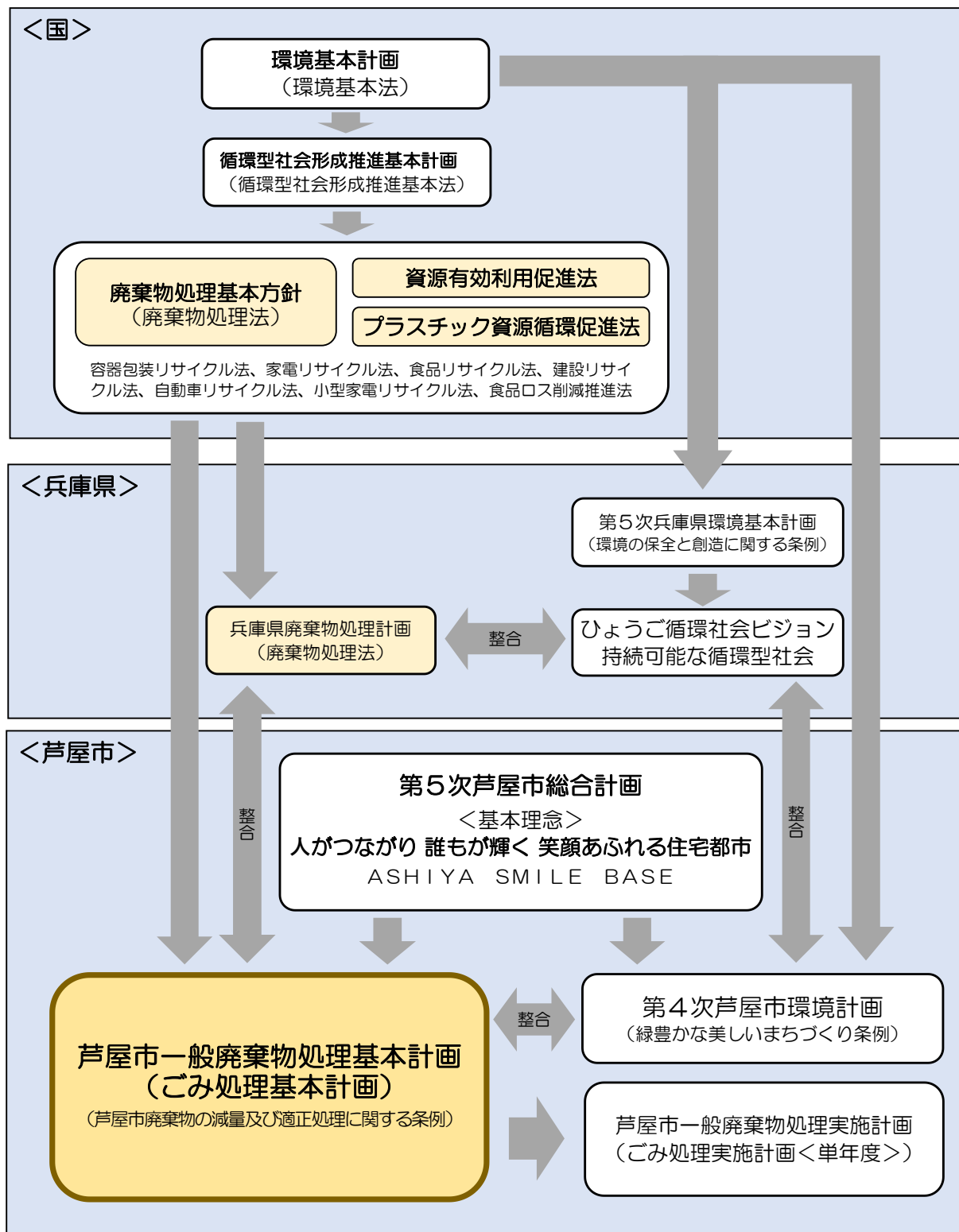
¹ SDGs（持続可能な開発目標）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

² 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つのRの総称です。

1-2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。策定にあたっては、「第5次芦屋市総合計画」、「第4次芦屋市環境計画」及び国や兵庫県が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

図表1-1 本計画の位置付け

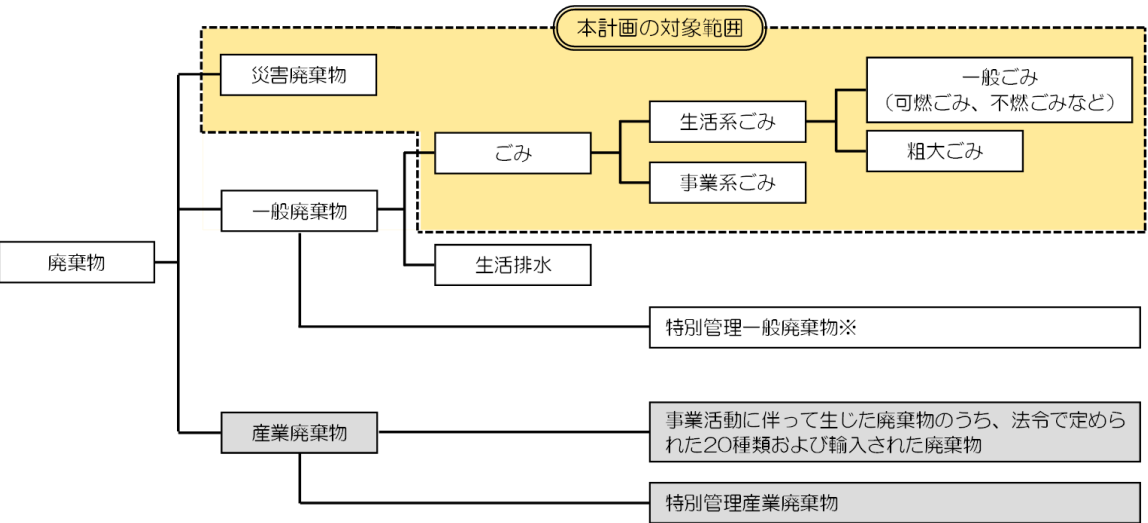


1-3 計画対象の廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を図表1-2に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。

図表 1-2 計画対象の廃棄物



※特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）。

1-4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和9年（2027年）度から令和18年（2036年）度までの10年間とし、令和13年（2031年）度を中間目標年度とします。

図表 1-3 計画の対象期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
上位計画	第5次芦屋市総合計画 前期基本計画 後期基本計画 第4次芦屋市環境計画																
	前計画 R4～R13年度 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理）																
	本計画 R9～R18年度 過去5年の検証 本計画（見直し） 中間目標年度（R13） 最終目標年度（R18）																

第2章 廃棄物を取り巻く社会情勢

2-1 国内外の動向

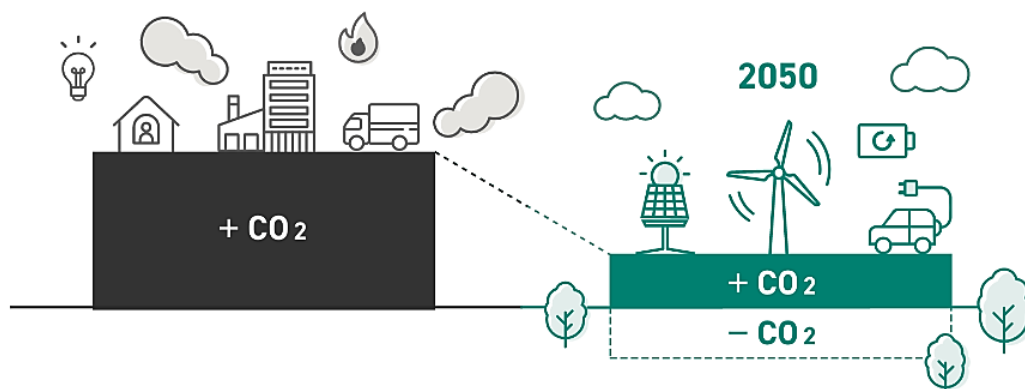
(1) 国際的な動向

- 国連では平成27年（2015年）年9月に「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択され、「持続可能な社会」の実現に向けた動きが加速化しています。
- 平成27年（2015年）の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）が合意され、温室効果ガス削減の長期目標が設定されました。
- 令和3年（2021年）のCOP26では、今世紀半ばのカーボンニュートラル³及びその経過点である令和12年（2030年）に向けて大胆な気候変動対策を締約国に求めています。

(2) 国の動向

- パリ協定を受け、国は「令和32年（2050年）にカーボンニュートラル」を宣言し、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことを表明しました。
- さらに、国は令和7年（2025年）2月には温室効果ガスの削減目標を2035年度に60%、2040年度に73%とする閣議決定を行い、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。
- 食品ロス削減推進法（令和元年（2019年）10月施行）、プラスチック資源循環促進法（令和4年（2022年）4月施行）、第五次循環型社会形成推進基本計画⁴（令和6年（2024年）8月閣議決定）など、国の法整備が進み、自治体は実効ある対応が求められています。
- 全国的にリチウムイオン電池やカセットボンベ等の危険物が原因と見られる火災事故が頻発していることを受け、市町村に対応を要請しています。

図表 2-1 カーボンニュートラルのイメージ



出典：脱炭素ポータル（環境省）

³ 令和2年（2020年）10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

⁴ 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定されている。第五次計画では、循環経済への移行を前面に打ち出し、環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現への貢献を掲げ、その実現に向けて概ね2030年までに国が講ずべき施策を示している。

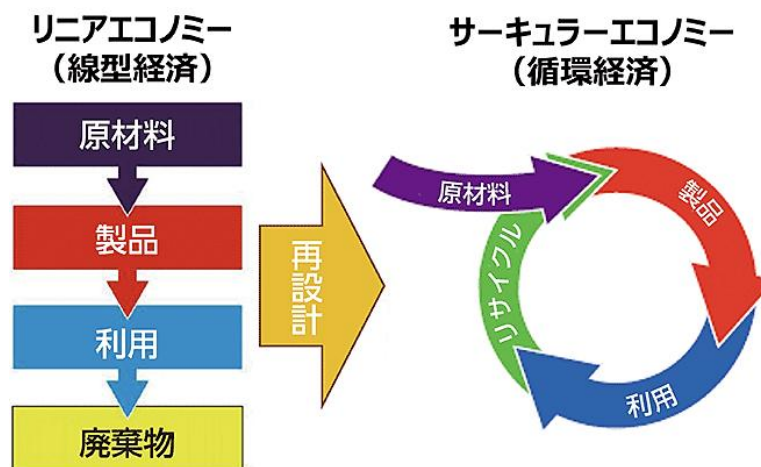
(3) 兵庫県の動向

- 兵庫県では「ひょうご循環社会ビジョン」と「兵庫県廃棄物処理計画」を統合して、「兵庫県資源循環推進計画」(令和6年(2024年)1月)を策定し、環境負荷や社会的コストにも留意した「資源循環・脱炭素・自然共生社会」を目指すとしています。
- 「ひょうごフードドライブ⁵推進ネットワーク」(関係団体、スーパー、市町、県等で構成)が中心となって、「ひょうごフードドライブ運動」を展開しています。
- 令和2年(2020年)3月からは、県独自の「プラスチックごみゼロアクション」を実施しています。レジ袋削減運動やクリーンアップひょうごキャンペーン⁶の取組強化、県内市町が行う先進的なごみ分別回収事業への補助制度の創設、生分解性プラスチック⁷等への素材転換の促進等の対策を実施しています。

(4) SDGsやサーキュラーエコノミーの潮流

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」に掲げられた17の目標(ゴール)を達成できるよう、国はさまざまな主体による循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れています。国が令和6年(2024年)に策定した「第六次環境基本計画」や、「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を基本としながら、「持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進する」という方向性を掲げています(図表2-2)。

図表 2-2 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行



出典：令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

⁵ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。日本にはなじみの薄い言葉だが、フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われている。

⁶ クリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会(兵庫県・県内各市町・ひょうご環境創造協会)では、環境美化運動の継続した取組を推進するため、毎年、5月30日(ごみゼロの日)から環境月間(6月)、海・山開きのシーズン(7月)までの期間、県内各地で環境美化統一キャンペーンを展開している。

⁷ 生分解性プラスチックは、通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の働きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチックのことを指す。

(5) プラスチックごみの削減

海洋プラスチック問題などを契機として、令和4年（2022年）4月から「プラスチック資源循環促進法」が施行され、事業者や消費者の責務として、プラスチック使用製品の使用の合理化（プラスチック製品をなるべく長期間使用することや過剰な使用を抑制すること等）により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することや、分別して排出するよう努めること、事業者は再資源化に努めることなどが定められました。

プラスチック資源循環促進法の本格施行後には、製品プラスチックを含めたプラスチックの資源化がより進み、近隣でも西宮市が令和8年（2026年）4月から製品プラスチックの回収開始、神戸市もこれまでの容器包装プラスチックに加えて製品プラスチックの分別回収・資源化について具体的に検討を始めており、エコノバなどの拠点回収の仕組みづくりも広がっています。

(6) 食品ロスの削減

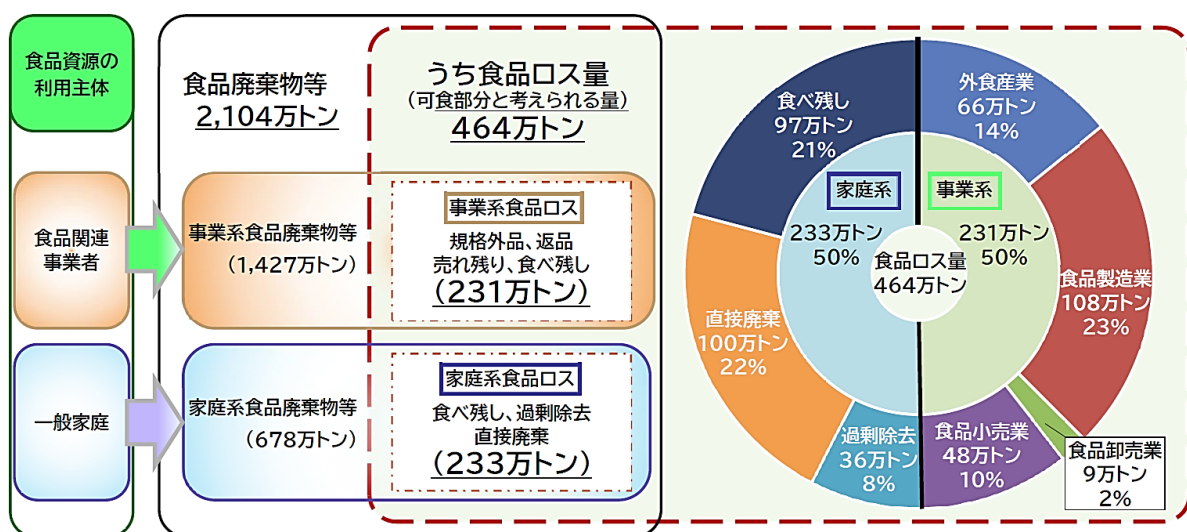
ア 国の取組

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品の生産や製造、流通、小売、飲食店での提供、家庭での保存時や調理時などの各段階で、多くの資源やエネルギーを使っています。

令和5年（2023年）度における日本の食品ロス量は年間約464万tと推計されています（図表2-3）。このうち、家庭系からの食品ロス量は約233万tで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎなど（過剰除去）が発生要因です。

こうした背景のもとで、国は食品ロスを令和12年（2030年）度に平成12年（2000年）度の半減とする目標を設定し、食品ロス削減活動を強力に推進しており、食品ロス発生量は年々減少を続けています。

図表 2-3 日本の食品廃棄物等の発生状況と割合（令和5年度）



資料：農林水産省及び環境省「令和5年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

（注）国民1人1日当たりの食品ロス量は約102g（農林水産省ホームページ）

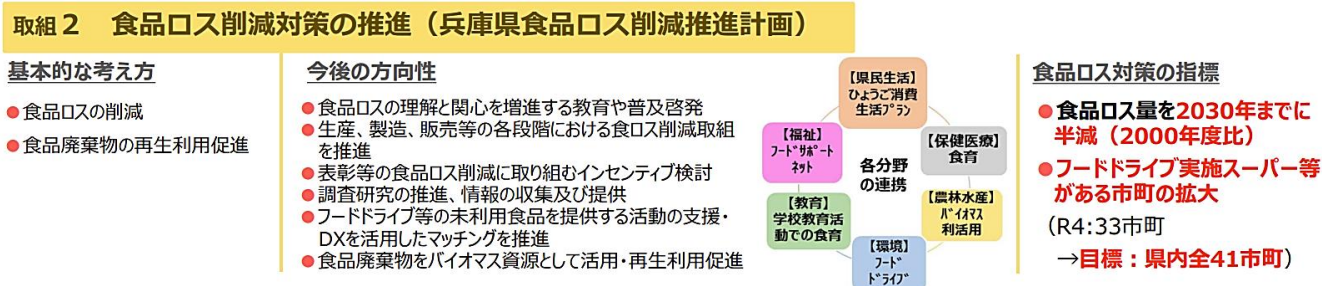
このうち、家庭系ごみから発生する量は約51g（食品ロス量で按分）

出典：政府広報オンライン>食品ロスを減らそう！今日からできる家庭での取組

イ 兵庫県の取組

兵庫資源循環推進計画（令和6年（2024年）1月）において、資源循環の重点取組として食品ロス削減を掲げており、食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減させる目標を設定しています。

図表2-4 兵庫県食品ロス削減推進計画

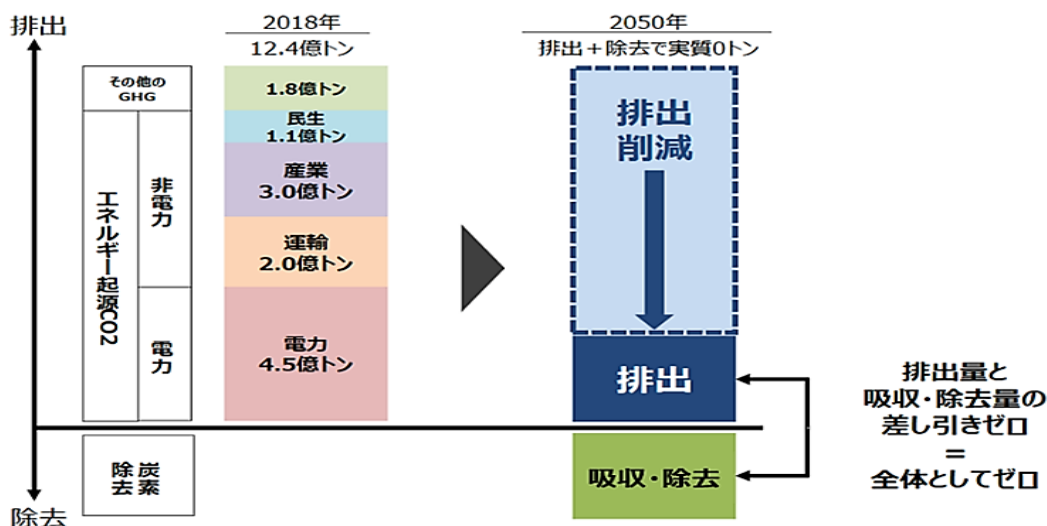


出典：兵庫資源循環推進計画（令和6年（2024年）1月）

（7）脱炭素社会に向けた動向

令和2年（2020年）10月、国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする、すなわちカーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成イメージを図表2-5に示します。

図表2-5 カーボンニュートラルの達成イメージ



出典：資源エネルギー庁ホームページ

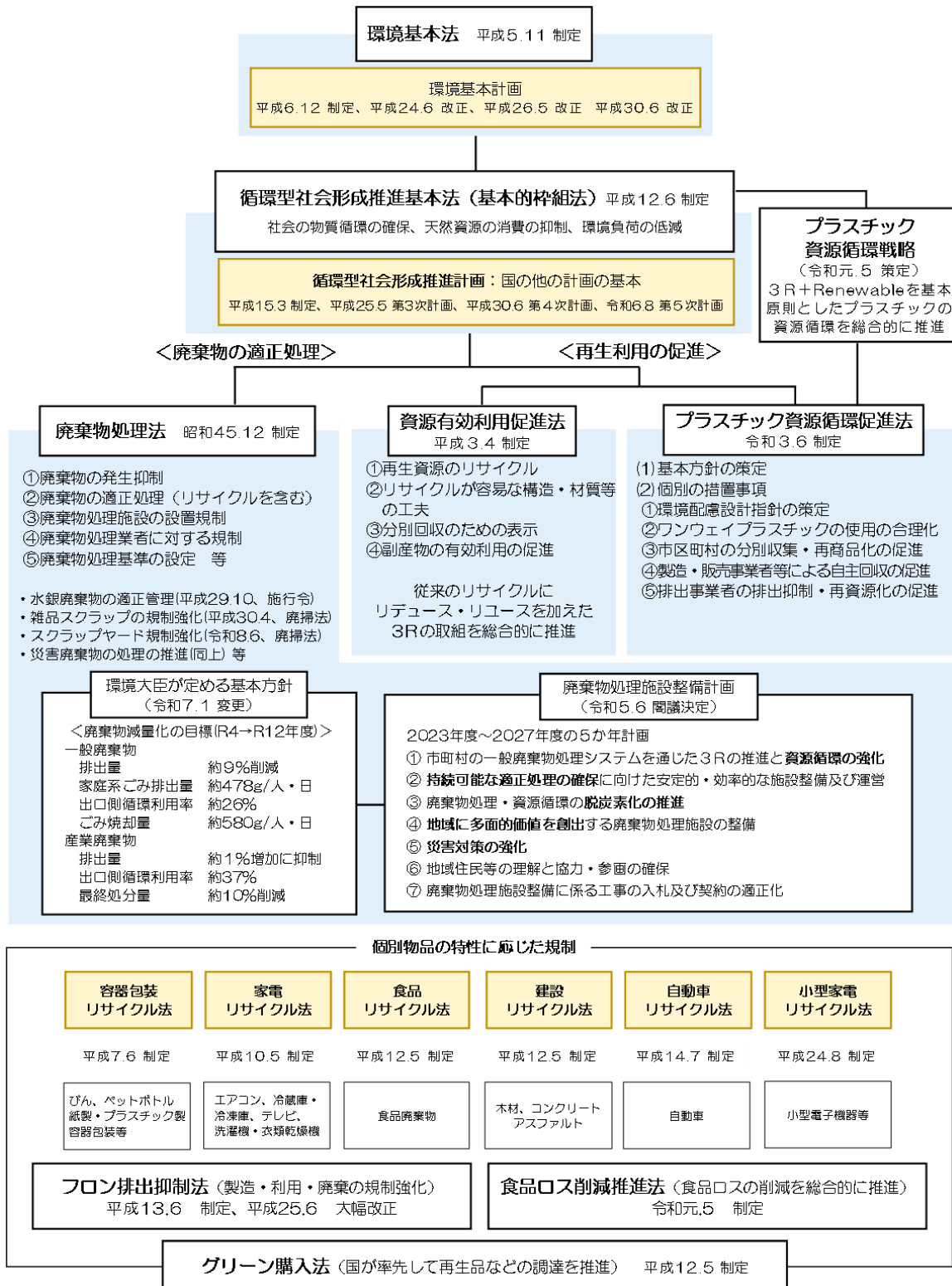
本市は令和3年（2021年）6月に「芦屋市ゼロカーボンシティ」の表明を行い、令和5年（2023年）1月に「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定し、公共施設の更新や改修にあわせた省エネ設備や再エネ設備の導入、街路灯のLED化、学校園における環境学習など、市民・事業者と連携し、更なる脱炭素への取組を推進するとしています。

令和7年（2025年）策定の「第4次芦屋市環境計画」及び「芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」でも、ゼロカーボンを重視しています。

2-2 関連法令の概況

本計画は、「環境基本法⁸」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物処理法」、リサイクル関連の法律等の関係法令に基づいて策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図表2-6に示します。

図表 2-6 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



⁸ 都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」（昭和42年（1967年）制定）を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律として平成5年（1993年）11月に公布・施行された。

2-3 国、兵庫県の目標

国の目標を図表2-7に、兵庫県の目標を図表2-8に示します。

図表 2-7 国の一般廃棄物に関する目標

方針・計画		廃棄物処理基本方針 (令和7年(2025年)2月18日)
基準年度		令和4年(2022年)度
目標年度		令和12年(2030年)度
目標値	排出量	約3,700万t(約9%減)
	家庭系ごみ量	約478g/人・日(約3.6%減)
	事業系ごみ量	—
	出口側の循環利用率	約26%
	一人一日当たり ごみ焼却量	約580g/人・日
	最終処分量	約320万t(約5%減)

(注1)「家庭系ごみ量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量

(注2) 出口側の循環利用率＝循環利用量(再使用・再生利用量)÷廃棄物排出量

図表 2-8 兵庫県の一般廃棄物に関する目標

設定項目		令和2年(2020年)度 実績	令和12年(2030年)度 目標
目標	家庭系ごみ排出量	507 g/人・日	459 g/人・日
	最終処分量	206千t	151千t(27%減)
指標	排出量	1,815千t	1,617千t(11%減)
	事業系ごみ排出量	274 g/人・日	12%減(242 g/人・日)
	再生利用率	15.5%	21%
	(最終処分率)	(11.3%)	(9.3%)

(注) ごみ排出量は資源物・集団回収を除いた排出量

出典：兵庫県資源循環推進計画(令和6(2024)年1月)

第3章 芦屋市の概況

3-1 位置

本市は、兵庫県の南東部、阪神地域のほぼ中央に位置しており東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積は18.57km²、距離が東西約2.5km、南北約9.6kmの細長い市域となっています（図表3-1）。

自然環境としては、六甲の山並みを背にして、穏やかな大阪湾を望む傾斜地に、豊かな扇状地の市街地が広がっています。市内を流れる芦屋川は六甲山の緑、青空や松並木、川べりの土の色に映えながら、四季折々の風景と調和しています。

優美な自然景観と交通環境に恵まれ、日々の暮らしを彩れる魅力あるまちとして、いにしえより愛され続けてきています。また、新しい芦屋浜・南芦屋浜地域には、親水公園や潮芦屋ビーチやマリナー施設などのある住宅地が広がっています。

本市は昭和26年（1951年）に公布された「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目指し、文化の薫り高い、緑豊かで良好な住環境を有する文化住宅都市として発展してきました。

平成16年（2004年）1月に「芦屋庭園都市宣言」を行い、世界の人々が芦屋を一度は訪れてみたいと思うような清潔で花いっぱいの美しいまちにすることを目指し、オープンガーデンや花と緑のコンクールなどに取り組んでいます。

また、平成21年（2009年）7月から市内全域を対象とした「芦屋景観地区」の指定を行うとともに、地区計画制度を活用し住環境に配慮したまちづくりを進めています。

第5次芦屋市総合計画後期基本計画（令和8年（2026年）3月策定）では、『人がつながり誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市』を将来像のもと、市民との「共創」、多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを重視しています。

図表 3-1 芦屋市の位置



出典：第5次芦屋市総合計画

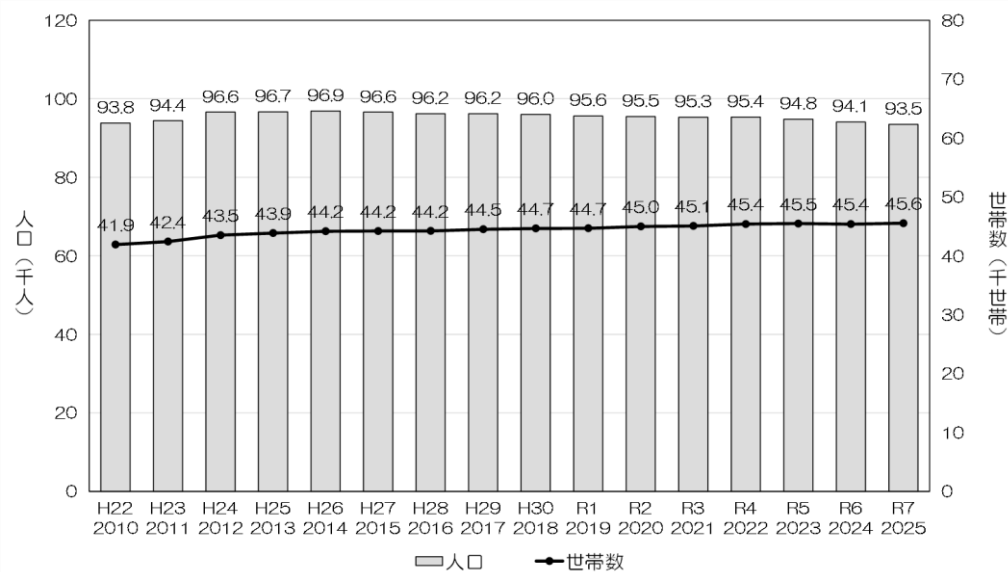
3-2 人口

本市の人口は平成26年（2014年）までは増加傾向でしたが、平成27年（2015年）からは減少に転じています。一方、世帯数は緩やかな増加傾向を示しています（図表3-2）。

令和7年（2025年）の人口は93,482人であり、世帯数は45,551世帯であり、平均世帯人員は2.05人となっています。平均世帯人員は、平成22年（2010年）度の2.24人と比べて0.19人減少しており、平均世帯人員の減少が進行しています。

また、ファミリー層の流入は多いが、若年層は転出超過となっています。

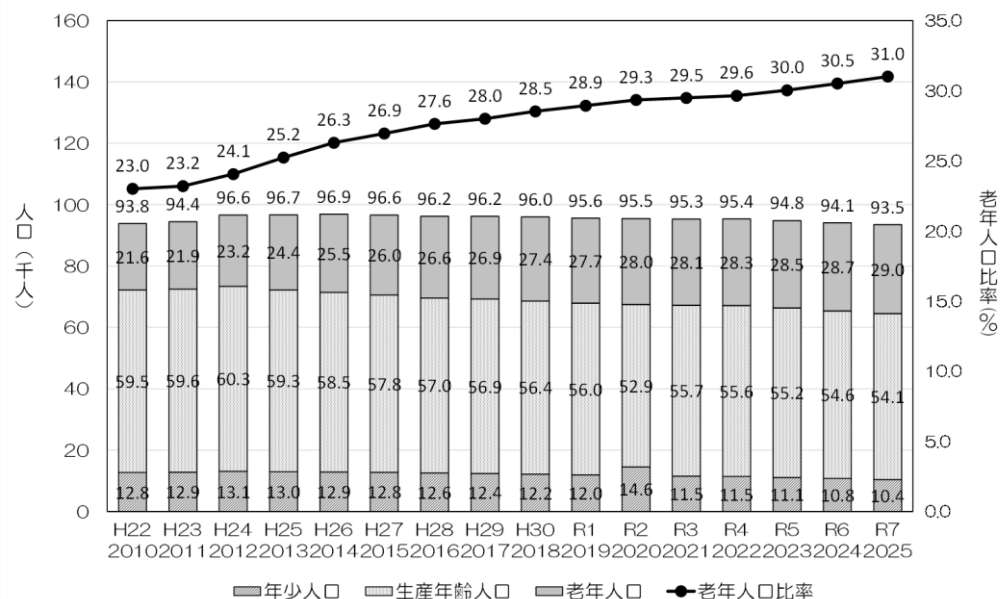
図表 3-2 人口及び世帯数の推移



出典：芦屋の統計資料＞人口資料＞毎月人口

高齢化は着実に進行しており、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進み、令和7年（2025年）の老年人口比率は31.0%に達しています（図表3-3）。

図表 3-3 年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）

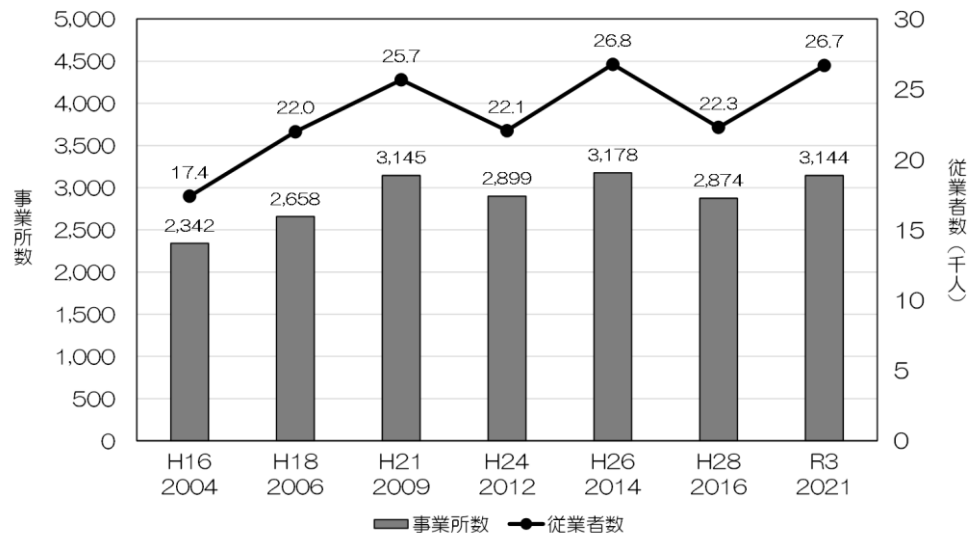


出典：芦屋の統計資料＞人口資料＞行政区別（町別）年齢別人口調べ

3-3 産業

事業所数及び従業者数ともに増加しています（図表3-4）。事業所数は「卸売・小売業」が最も多く、次いで「医療・福祉」となっています。従業者数は「医療・福祉」が最も多く、次いで「卸売・小売業」となっています。兵庫県全体と比較すると、事業所数・従業員数ともに製造業の割合が少なく、第3次産業が9割超を占めています（図表3-5）。このうち食品小売店や大型商業施設を含む「卸売・小売業」や飲食店を含む「宿泊業、飲食サービス業」などごみ量が多い業種も兵庫県全体と比較して割合が高くなっています。

図表 3-4 事業所数及び従業者数の推移



出典：芦屋市の統計資料

図表3-5 事業所数及び従業者数（令和3年（2021年）度、公務を除く）

業 種	事業所数		従業員数		事業所数構成比率		従業員数構成比率	
	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県	芦屋市	兵庫県
第一次産業	4	1,057	27	11,558	0.1%	0.5%	0.1%	0.5%
農業、林業、漁業	4	1,024	27	11,283	0.1%	0.5%	0.1%	0.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	33	-	275	-	0.0%	-	0.0%
第二次産業	159	33,207	1,056	511,625	5.1%	16.3%	4.1%	23.0%
建設業	108	16,634	549	110,274	3.5%	8.2%	2.1%	5.0%
製造業	51	16,573	507	401,351	1.6%	8.2%	2.0%	18.1%
第三次産業	2,961	168,849	24,564	1,698,286	94.8%	83.1%	95.8%	76.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	276	76	5,219	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%
情報通信業	39	1,800	162	26,824	1.2%	0.9%	0.6%	1.2%
運輸業、郵便業	26	5,316	638	129,185	0.8%	2.6%	2.5%	5.8%
卸売業、小売業	699	47,973	5,492	436,975	22.4%	23.6%	21.4%	19.7%
金融業、保険業	55	2,992	604	41,775	1.8%	1.5%	2.4%	1.9%
不動産業、物品賃貸業	415	14,692	1,325	60,592	13.3%	7.2%	5.2%	2.7%
学術研究、専門・技術サービス業	233	9,183	813	68,990	7.5%	4.5%	3.2%	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	344	25,617	2,853	194,110	11.0%	12.6%	11.1%	8.7%
生活関連サービス業、娯楽業	295	16,729	1,421	85,553	9.4%	8.2%	5.5%	3.9%
教育、学習支援業	200	7,888	3,375	93,819	6.4%	3.9%	13.2%	4.2%
医療、福祉	442	20,248	6,279	352,550	14.1%	10.0%	24.5%	15.9%
複合サービス事業	12	1,270	261	16,297	0.4%	0.6%	1.0%	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	193	14,865	1,265	186,397	6.2%	7.3%	4.9%	8.4%
合計	3,124	203,113	25,647	2,221,469	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：兵庫県統計書（令和6年（2024））

3-4 土地利用

ア 都市計画区域及び地域地区

本市のほぼ半分が「市街化区域」となっており、この内「第1種低層住居専用地域」及び「第1種中高層住居専用地域」が大部分を占めています。地域地区では、風致地区が54%程度を占めており、良好な自然景観に恵まれています（図表3-6、図表3-7）。

図表 3-6 都市計画区域及び地域地区面積

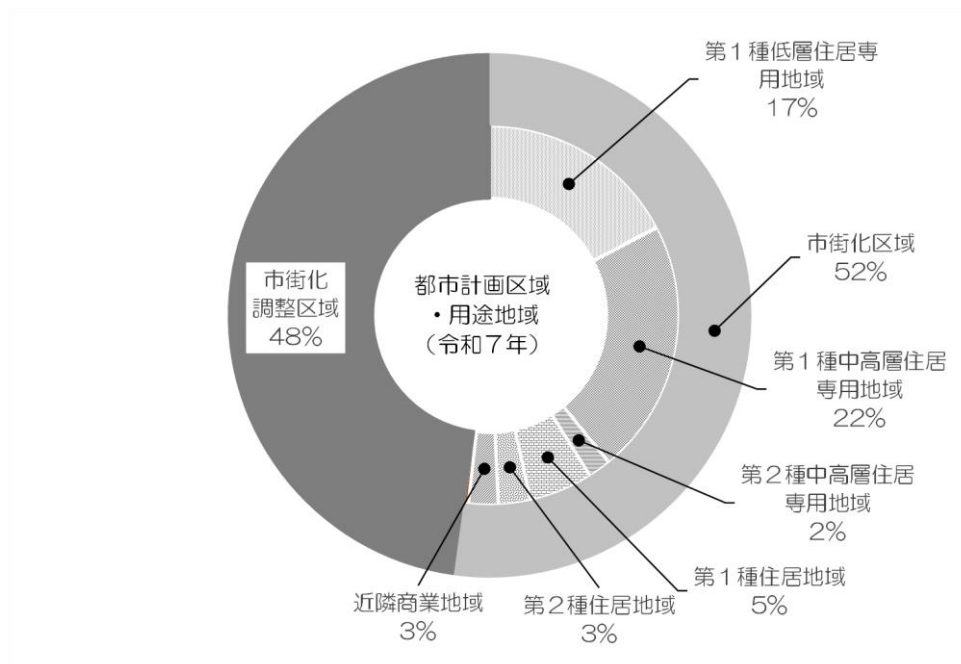
（令和7年（2025年）10月1日現在）

都市計画区域・用途地域（ha）		地域地区（ha）	
都市計画区域	1,857	第1種高度地区	322
市街化区域	969	第2種高度地区	427
第1種低層住居専用地域	321	第3種高度地区	41
第2種低層住居専用地域	1	第4種高度地区	44
第1種中高層住居専用地域	405	準防火地域	54
第2種中高層住居専用地域	36	六甲山風致地区	1,055
第1種住居地域	101	芦屋川風致地区	33
第2種住居地域	51	高度利用地区	9.7
近隣商業地域	47		
商業地域	7		
市街化調整区域	888		

風致地区
54.8%

出典：芦屋市統計書（令和7年版）

図表 3-7 都市計画区域の設定（令和7年（2025年））



出典：芦屋市統計書（令和7年版）

イ 地目別土地利用状況

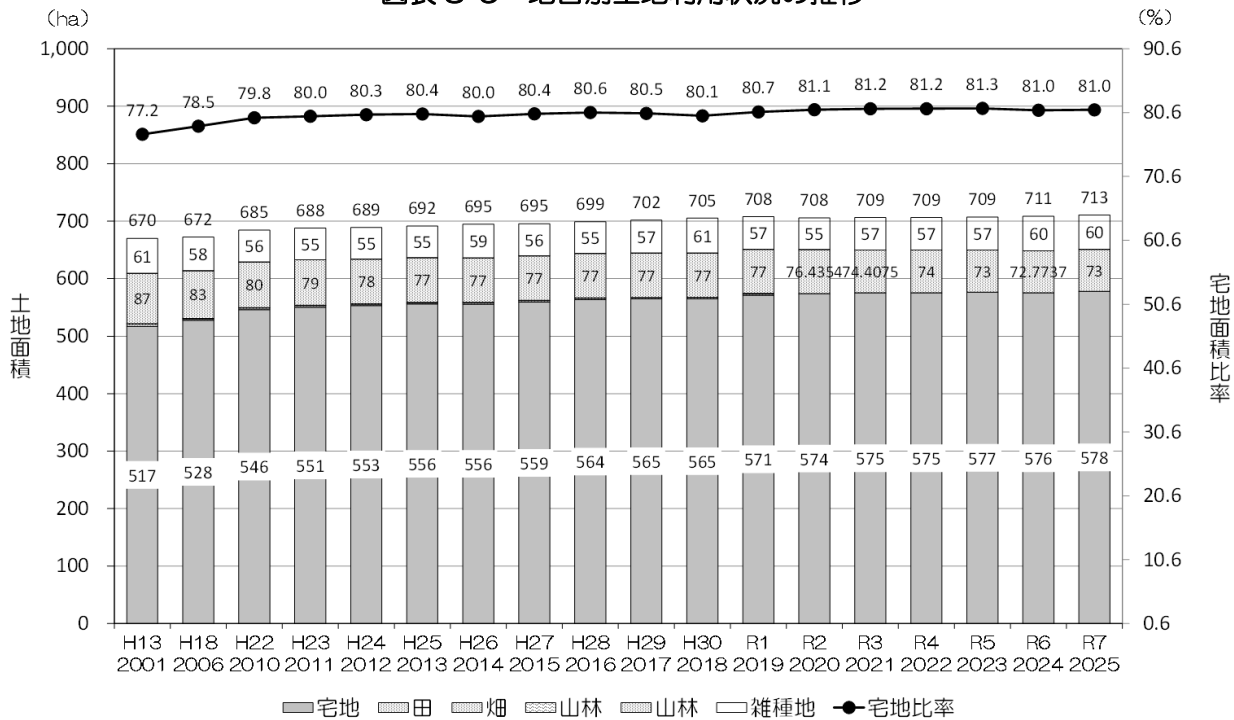
地目別に土地の利用状況を見ると、「宅地」が最も多く、次いで「山林」、「雑種地」となっています（図表3-8）。宅地面積比率は平成24年（2012年）に80%を超え、令和7年（2025年）には81.0%となっています（図表3-9）。

図表 3-8 地目別土地面積（令和7年（2025年））

区分			面積（㎡）	構成比
宅地			5,779,309	81.0%
住宅用地	小規模住宅用地		3,905,346	54.8%
	上記以外のもの		1,122,356	15.7%
	非住宅用地		751,607	10.5%
田			17,705	0.2%
畑			4,562	0.1%
池沼			—	—
山林			727,824	10.2%
原野			—	—
雑種地			601,896	8.4%
	ゴルフ場の用地		250,990	3.5%
	遊園地等の用地		13,223	0.2%
	鉄軌道用地		123,681	1.7%
	その他雑種地		214,002	3.0%
合計			7,131,296	100.0%

出典：芦屋市統計書（令和7年版）

図表 3-9 地目別土地利用状況の推移



出典：芦屋市統計書（令和4年版、令和7年版）

第4章 ごみ処理の現状

4-1 ごみ処理の概要

(1) 生活系ごみの分別区分

分別区分			収集回数	対象	排出方法	排出場所
燃やすごみ			2回/週	生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム・革・衣類、植木・落ち葉・雑草（多量の場合は植木剪定ごみ）等	指定ごみ袋	ステーション パイプライン
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源	1～2回/月	段ボール	紐で縛る	ステーション
			1回/月	雑誌・チラシ・雑紙等		
			1回/月	新聞紙		
			1回/月	紙パック		
		ペットボトル	2～3回/月	ペットボトルの識別表示マークがあるもの（飲料水、酒、みりん等のペットボトル）	袋	ステーション
		缶	1回/月	スチール缶類、アルミ缶類	袋	ステーション
		ビン	1～2回/月	ジュース、お酒、調味料などのビン ジャム、佃煮など食料品のビン くすり、化粧品などのビン	袋	ステーション
		その他燃やさないごみ		2回/月	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類等	指定ごみ袋
		充電式バッテリー内蔵製品、乾電池、スプレー缶・卓上ボンベ類、刃物類 等	中身の見える袋			
粗大ごみ			随時 （申込制）	家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等（50cm 以上の燃やすごみ、30cm 以上の燃やさないごみ）	ごみ処理券を貼る	ステーション
一時多量ごみ			随時 （申込制）	引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集	
植木剪定ごみ			随時 （申込制）	植木剪定の木、枝葉	戸別収集	
再生資源集団回収			随時	段ボール、雑誌・チラシ等、新聞紙、飲料用紙容器（紙パック）、古着、缶	実施団体が指定する場所	

（注）本計画では生活系ごみのうち、資源ごみと再生資源集団回収を除いたものを「家庭系ごみ」と表記します。

(2) ごみ収集体制

区域 区分				J R以北 区域	J R以南 区域	芦屋浜 区域	南芦屋浜 区域
燃やすごみ				委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源	段ボール			直営・委託 (ステーション) (注)	直営・委託 (ステーション) (注)
			雑誌・チラシ等				
			新聞紙				
			紙パック				
		ペットボトル					
		缶					
		ビン					
その他燃やさないごみ							
粗大ごみ（予約制）				直営 (ステーション)	直営 (ステーション)		
一時多量ごみ（予約制）				直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)
植木剪定ごみ（予約制）							

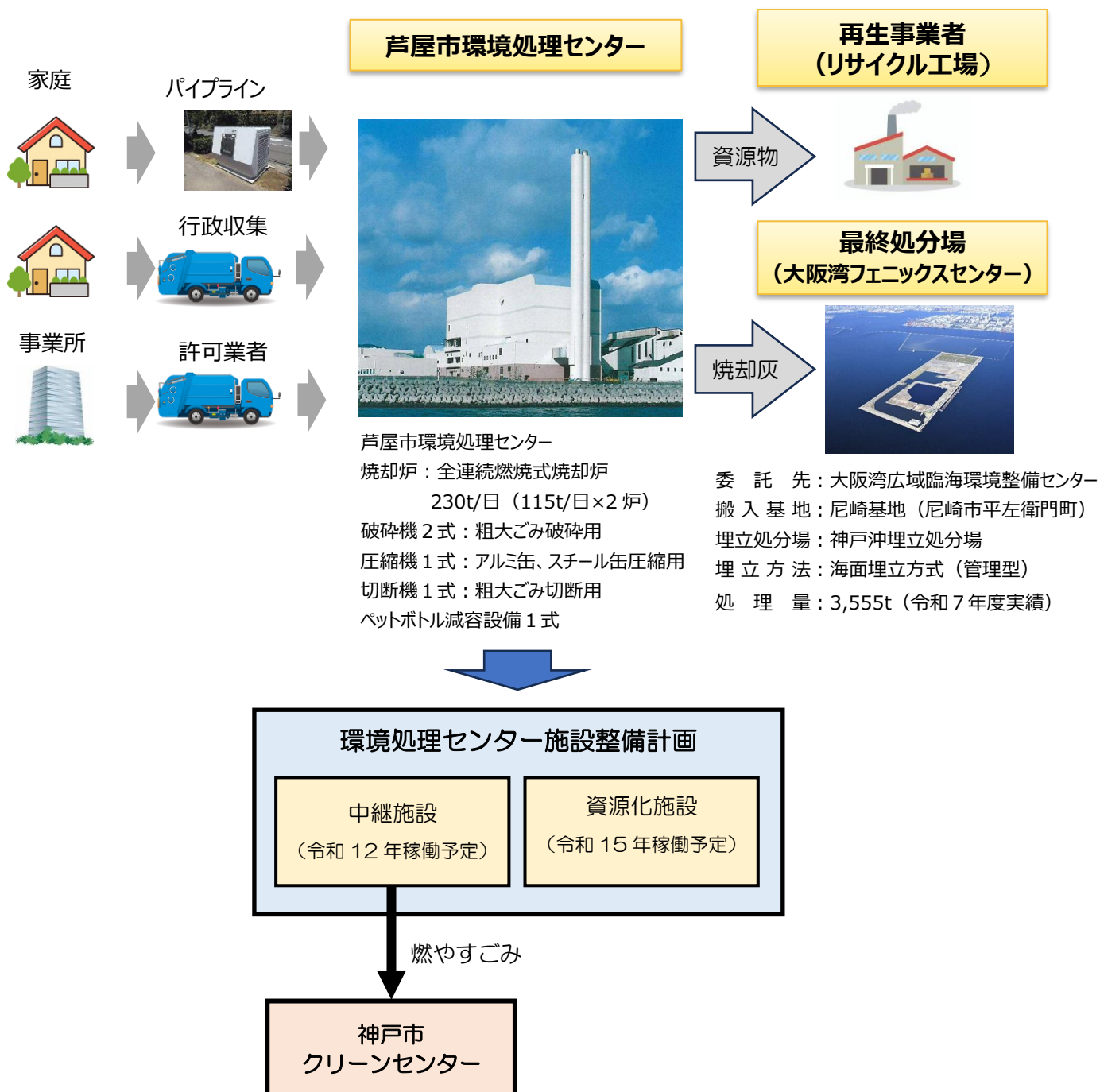
（注）芦屋浜区域及び南芦屋浜の一部区域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なります。

(3) ごみ処理の流れ

本市のごみは、家庭からはパイプラインや収集車で収集され、事業所からは自己搬入又は許可業者によって収集され、いずれも芦屋市環境処理センターに搬入されます。

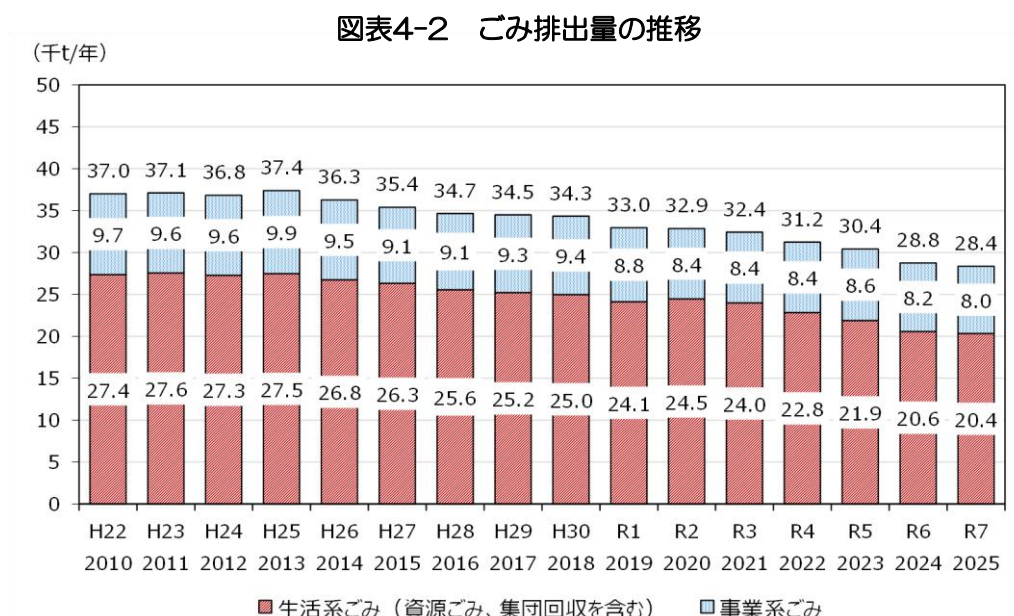
今後、令和12年（2030年）4月からは神戸市と可燃ごみの広域処理を開始する予定です。広域処理では、芦屋市環境処理センターに搬入されたごみのうち、可燃ごみを神戸市のクリーンセンターで処理する計画です。

図表 4-1 芦屋市のごみ処理の流れ



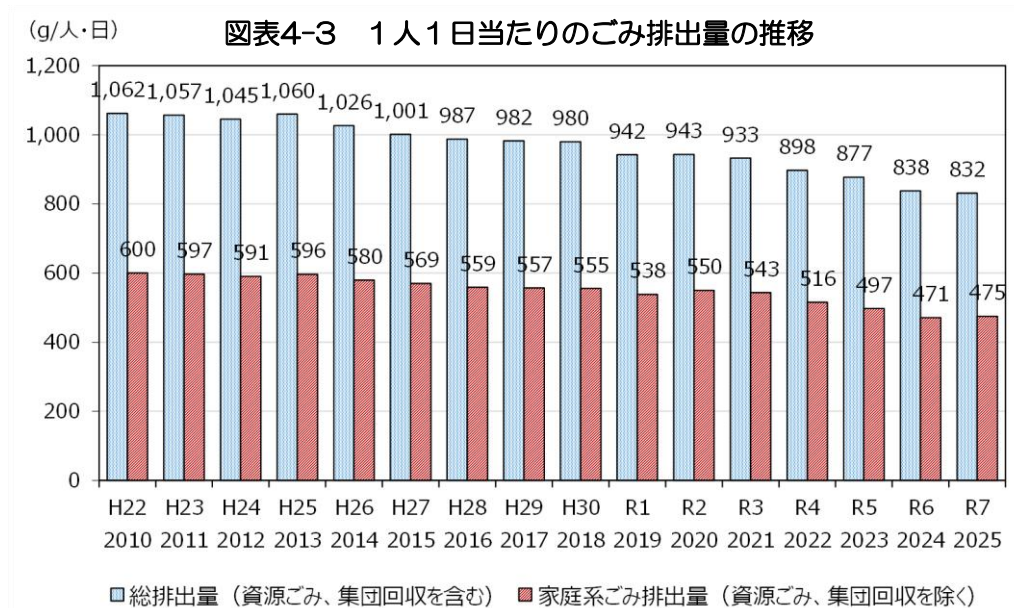
4-2 ごみ排出量の推移

ごみ排出量は図表4-2に示すとおり、平成26年（2014年）度から減少が続き、令和7年（2025年）度には生活系ごみが20.4千t、事業系ごみが8.0千t、総排出量が28.4千tとなっています。過去15年間で最もごみ量が多かった平成25年（2013年）度と対比すると、生活系が約26%減、事業系が約19%減、総排出量が約24%減となっています。



出典：芦屋市環境施設課資料

1人1日当たりのごみ排出量は図表4-3に示すとおり、平成26年（2014年）度から減少が続き、令和7年（2025年）度には総排出量は832g/人・日、家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみ、集団回収を除く）は475g/人・日に減少しています。コロナ禍で一時減量が停滞していましたが、指定ごみ袋制度の導入を契機に再びごみ減量が進んでいます。

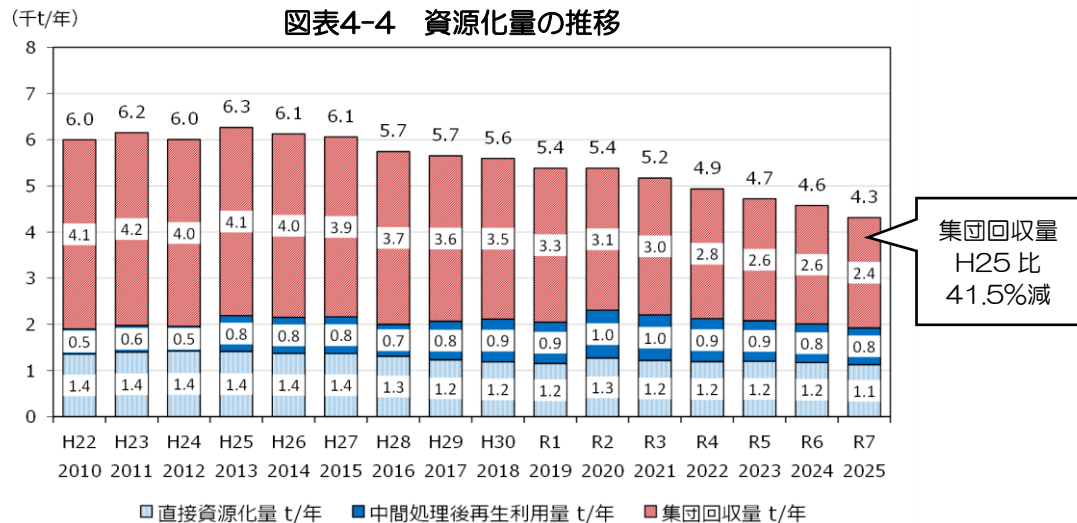


出典：芦屋市環境施設課資料

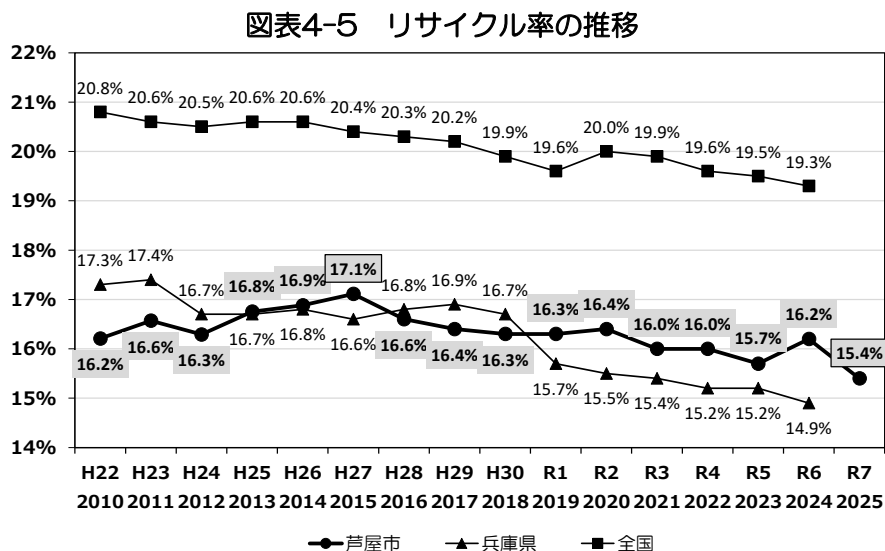
4-3 資源化量の推移

資源化量は図表4-4に示すとおり、平成25年（2013年）度の6.3千t以降は減少傾向を示し、令和7年（2025年）度には4.3千t（約32%減）となっています。特に集団回収量が約41%減と大幅に減少していますが、集団回収の多くを占める新聞や雑誌等の減少、参加者の高齢化等を踏まえると、集団回収量の劇的な増加は困難と見込まれます。

住宅全体の2/3を占める集合住宅（令和5年住宅・土地統計調査）での自治会加入が進まないことに加え、高齢化や人口減少もあり自治会世帯数が減少傾向です。その結果、自治会が担ってきたごみステーション管理や集団回収が今後さらに難しくなると懸念されます。

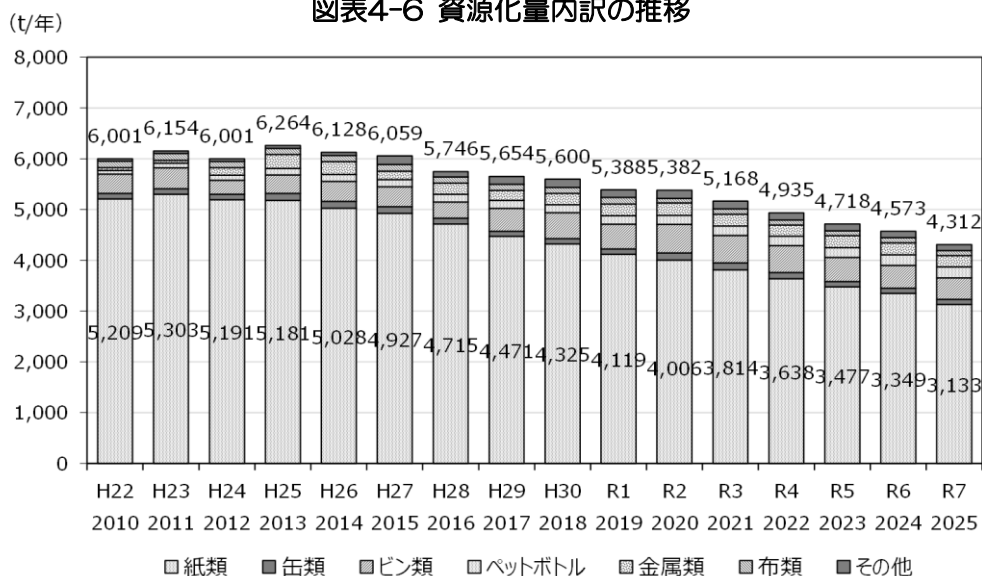


リサイクル率は図表4-5に示すとおり、平成27年（2015年）度には17.1%まで上昇しましたが、その後は減少に転じ、令和6年（2024年）度には16.2%となっています。令和6年（2024年）度で比較すると、兵庫県平均の14.9%を上回っていますが、全国平均の19.3%を下回っています。令和6年（2024年）度は指定ごみ袋導入の影響もあり一時的に増加しましたが、令和7年（2025年）度には再び15.4%に減少しています。



資源化量内訳の推移を図表4-6に示します。新聞紙等の資源物の減少は全国的な傾向ですが、本市においても紙類の資源物が大幅に減少し、その結果、資源化量及びリサイクル率低下の主な要因となっています。古紙のリサイクル等について、新たな取組が求められます。

図表4-6 資源化量内訳の推移



（注）資源化量＝集団資源回収＋施設における資源化

出典：芦屋市ごみ処理事業概要

資源化量のうち、集団回収量の推移を図表4-7に示します。過去15年間で最も集団回収量が多かった平成23年（2011年）度と令和7年（2025年）度を対比すると、集団回収量は全体で約43%減、新聞は約61%減、雑誌は約49%減となっています。

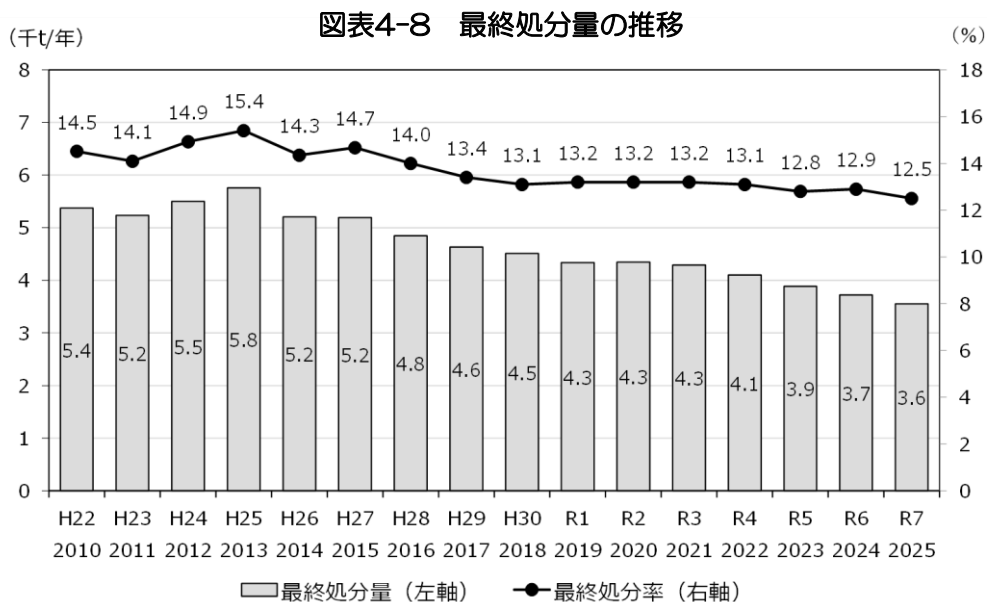
図表4-7 集団回収量内訳の推移



出典：芦屋市ごみ処理事業概要

4-4 最終処分量の推移

最終処分量は図表4-8に示すとおり、過去15年間で最終処分量が最も多かった平成25年（2013年）度の5.8千tをピークに減少傾向が続き、令和7年（2025年）度には3.6千tとなり、約38%減少しました。最終処分率（総排出量に占める最終処分量の割合）も徐々に減少しており、ここ数年は13%前後を推移しています。

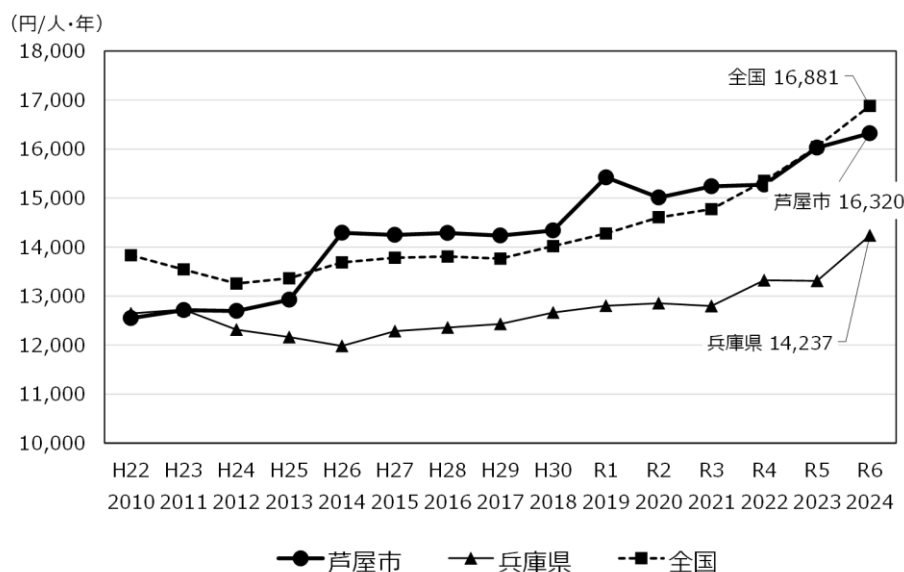


出典：芦屋市環境施設課資料

4-5 ごみ処理経費の推移

市民1人当たりのごみ処理経費は図表4-9に示すとおり、平成25年（2013年）度まで年々上昇を続け、平成26年（2014年）度には大幅に増加しましたが、その後は14,000円/人・年前後で推移し、令和元年（2019年）度から再び上昇に転じ、令和6年（2024年）度は16,320円/人・年であり、全国平均よりやや低いレベルです。しかしながら、兵庫県平均の14,237円/人・年を約15%上回っており、ごみ処理システムの効率化が求められます。

図表4-9 市民1人当たりごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移



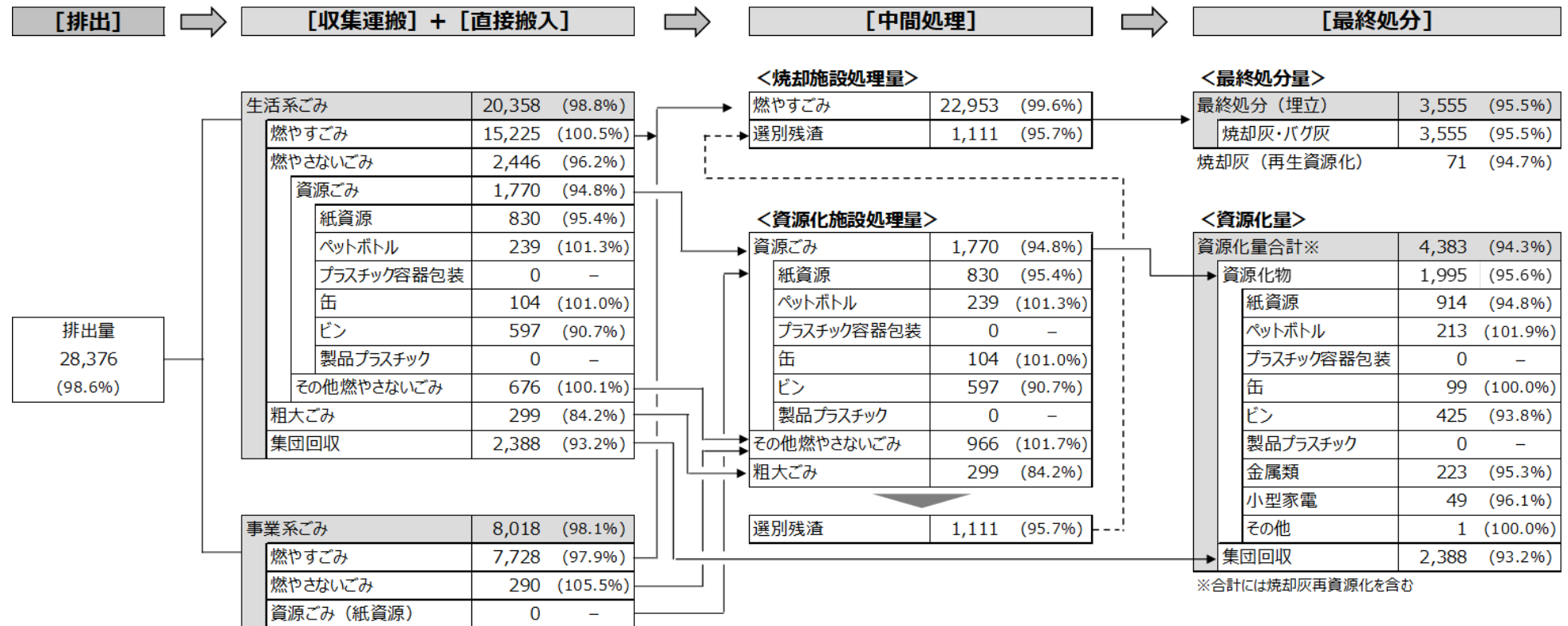
出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

4-6 ごみ処理フロー

芦屋市ごみ処理フローシート 2025年度 (R7年度)

人口(人)	93,482 (99.4%)
年間日数(日)	365 (100.0%)

(単位 : t/年)



<主要指標>

1人1日当たりのごみ排出量	(資源ごみ・集団回収を含む)	831.6 g/人・年
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	(資源ごみ・集団回収を除く)	474.8 g/人・年
1人1日あたりの集団回収量	(焼却灰再資源化を除く)	70.0 g/人・年
1人1日当たりの最終処分量		104.2 g/人・年
リサイクル率	(実績系は焼却灰再資源化を含む)	15.4 %
最終処分率		12.5 %

(注1) 数値は原則として1 t未満は四捨五入している

(注2) 端数処理の関係上、キログラム表示の集計表と数値が異なることがある

(注3) () 内の数字は対前年度比を示す

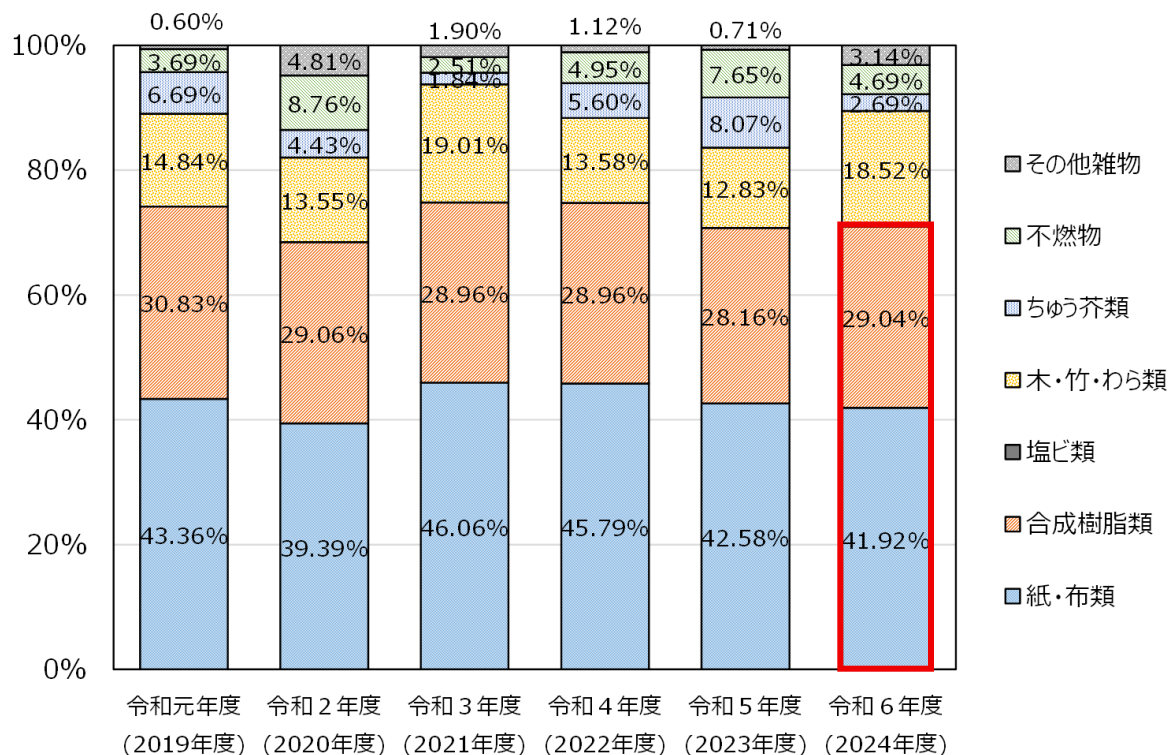
(注4) 人口は住民基本台帳における各年度10月1日現在の値及び推計値を示す

4-7 ごみ質の推移

燃やすごみの組成は図表4-10のとおり推移しており、資源化可能物である紙・布類及び合成樹脂類が令和6年（2024年）度には約71%を占めています。市民に対する紙ごみ分別に関する啓発活動の強化やプラスチックごみの分別実施により、ごみの減量及び資源化量の増加が期待できます。

図表4-10 燃やすごみ組成の推移（年平均値・年度別、乾き）

区分		単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
種類別組成	紙・布類	%	43.36	39.39	46.06	45.79	42.58	41.92
	合成樹脂類	%	30.83	29.06	28.96	28.96	28.16	29.04
	塩ビ類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	木・竹・わら類	%	14.84	13.55	19.01	13.58	12.83	18.52
	ちゅう芥類	%	6.69	4.43	1.84	5.60	8.07	2.69
	不燃物	%	3.69	8.76	2.51	4.95	7.65	4.69
	その他雑物	%	0.60	4.81	1.90	1.12	0.71	3.14
単位体積重量		kg/m ³	110	124	116	119	119	135
低位発熱量		J/g	9,930	9,363	9,433	8,995	8,305	8,965
三成分	水分	%	35.29	35.00	38.91	39.34	41.88	39.89
	灰分	%	7.30	10.60	5.77	7.64	8.40	7.17
	可燃物	%	57.42	54.41	55.32	53.02	49.72	52.94



出典：令和6年度ごみ処理事業概要（芦屋市環境処理センター）

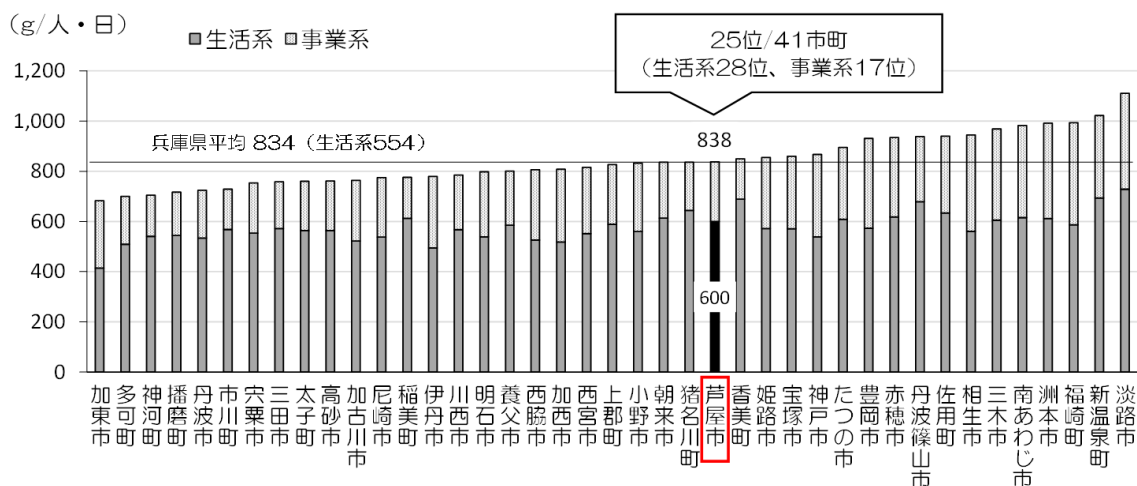
4-8 県内他都市との比較

(1) 令和6年度の比較

令和6年（2024年）度における県内他都市との比較を以下に示します。グラフはいずれも左端が第一位を示しています。出典はいずれも一般廃棄物処理実態調査（環境省）です。

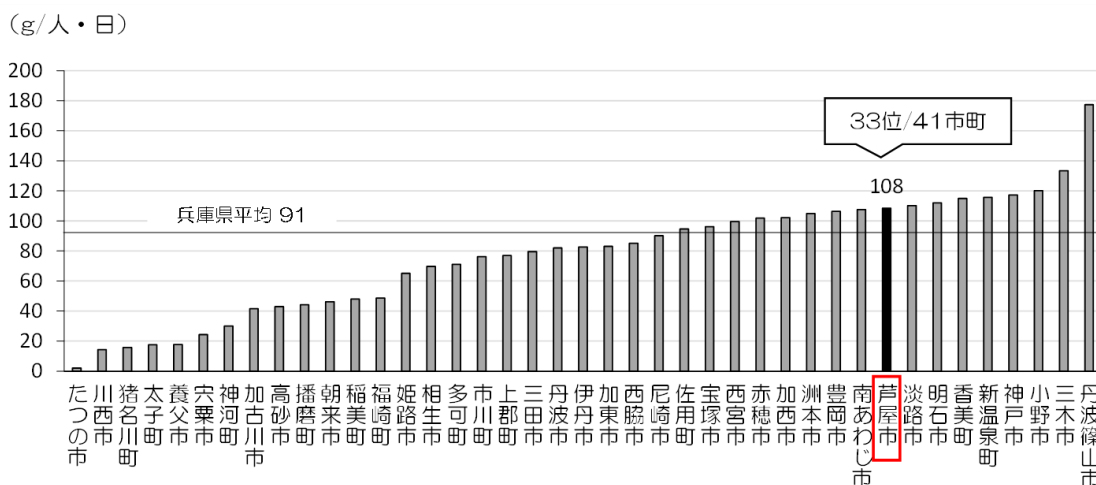
1人1日当たりのごみ総排出量（資源ごみ・集団回収を含む）は838g/人・日であり、県平均の834g/人・日と同等であり、県内41市町の25位です。特に、生活系ごみは600 g/人・日（県内41市町の28位）であり、県平均の554 g/人・日より約8%多くなっています（図表4-11）。

図表4-11 1人1日当たりのごみ総排出量（令和6年度）
（資源ごみ・集団回収を含む）



また、1人1日当たりの最終処分量は108g/人・日であり、県平均の91g/人・日より約19%多く、県内41市町のうちワースト9位です（図表4-12）。

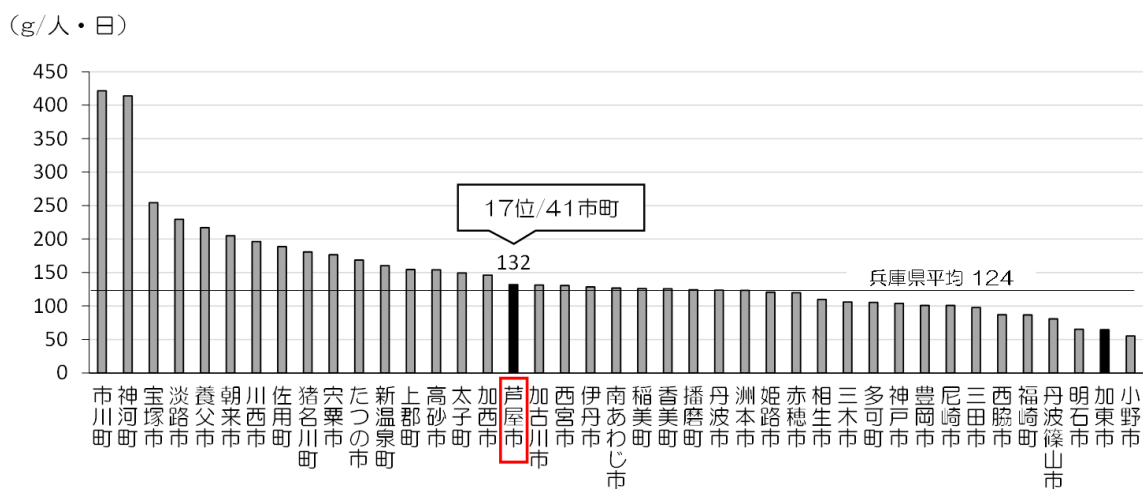
図表4-12 1人1日当たりの最終処分量（令和6年度）



総じて1人当たりのごみ総排出量は県平均並みですが、最終処分量は県平均より多く、ごみ減量化に伴う最終処分量の削減が課題です。

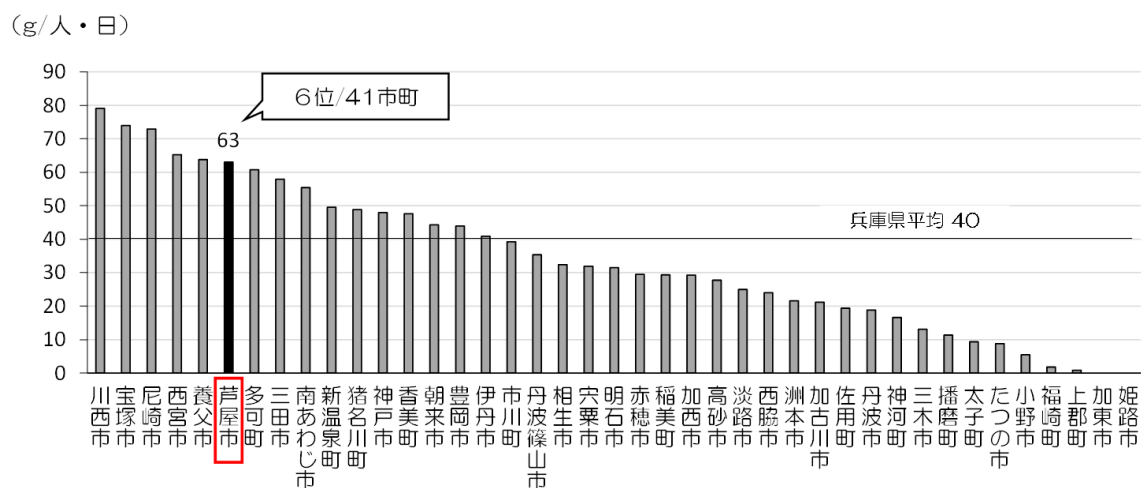
1人1日当たりの資源化量は132g/人・日であり、県平均の124g/人・日より若干多くなっており、県内41市町のうち17位です（図表4-13）。

図表4-13 1人1日当たりの資源化量（令和6年度）



1人1日当たりの集団回収量は63g/人・日であり、県平均の40g/人・日を大幅に上回っており、県内41市町のうち6位です（図表4-14）。

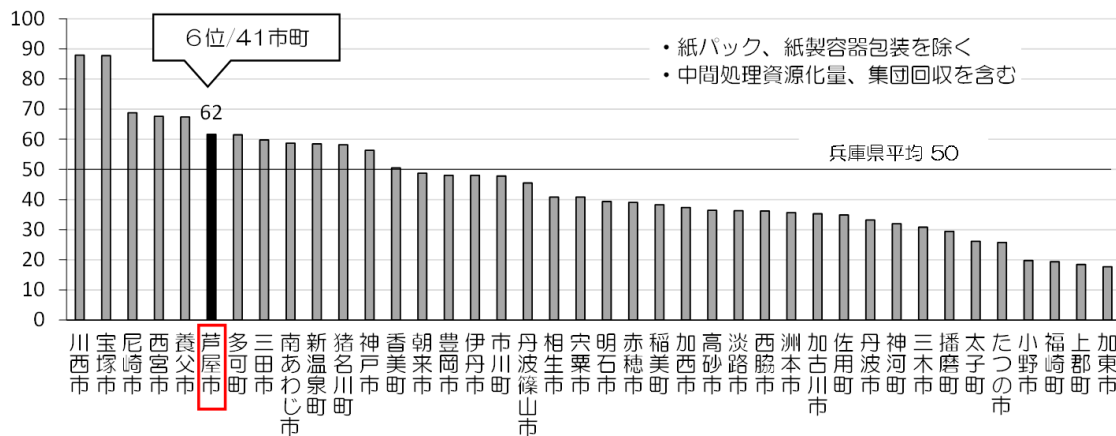
図表 4-14 1人1日当たりの集団回収量（令和6年度）



1人1日当たりの紙類の資源化量は62g/人・日であり、兵庫県平均の50g/人・日よりも約24%多くなっており、県内41市町のうち6位です（図表4-15）。

図表 4-15 1人1日当たりの紙類資源化量（令和6年度）

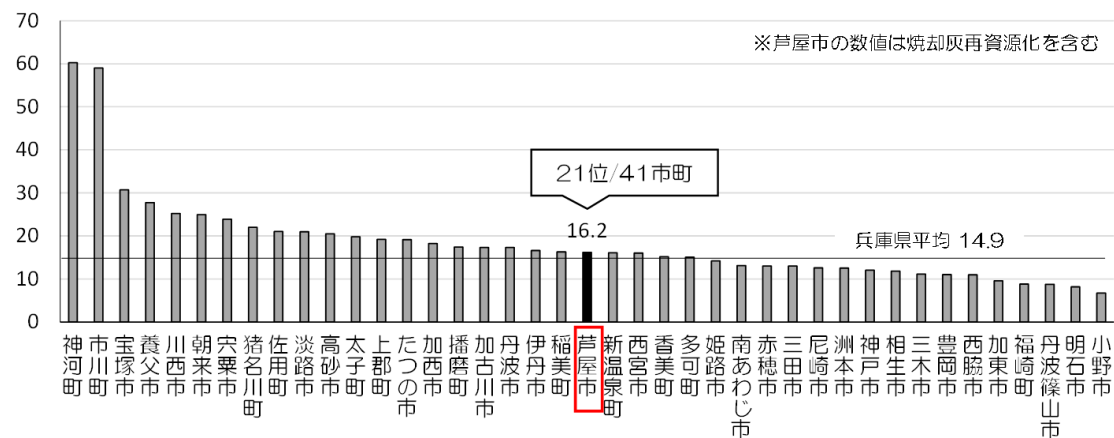
（g/人・日）



リサイクル率は16.2%であり、県平均の14.9%より1.3ポイント高くなっており、県内41市町のうち21位です（図表4-16）。

図表4-16 リサイクル率（令和6年度）

（%）

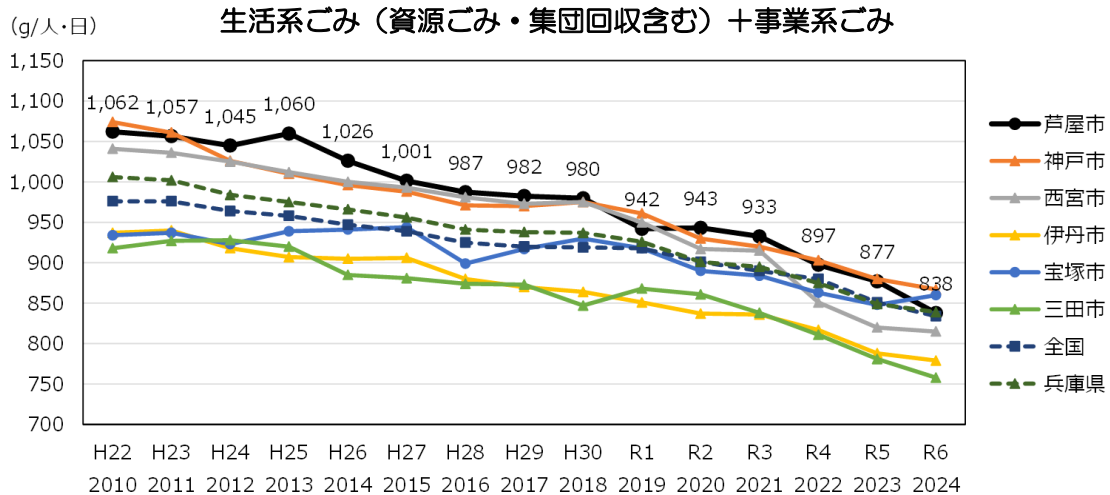


(2) 排出量推移の比較

1人1日当たりのごみ総排出量の推移について、県内他市及び全国・兵庫県平均との比較を図表4-17に示します。本市は他市と同様にごみ減量化が進んでおり、兵庫県平均や全国平均とほぼ同等水準となっています。比較対象として、近隣の神戸市・西宮市、県内の住宅地として宝塚市・伊丹市・三田市を選びました。

本市は令和4年（2022年）度から急速に減量化が進み、兵庫県や全国の平均と同等の水準まで改善されていますが、近隣他市と比べるとまだ改善の余地があります。

図表4-17 1人1日当たりのごみ総排出量の推移（他市対比）

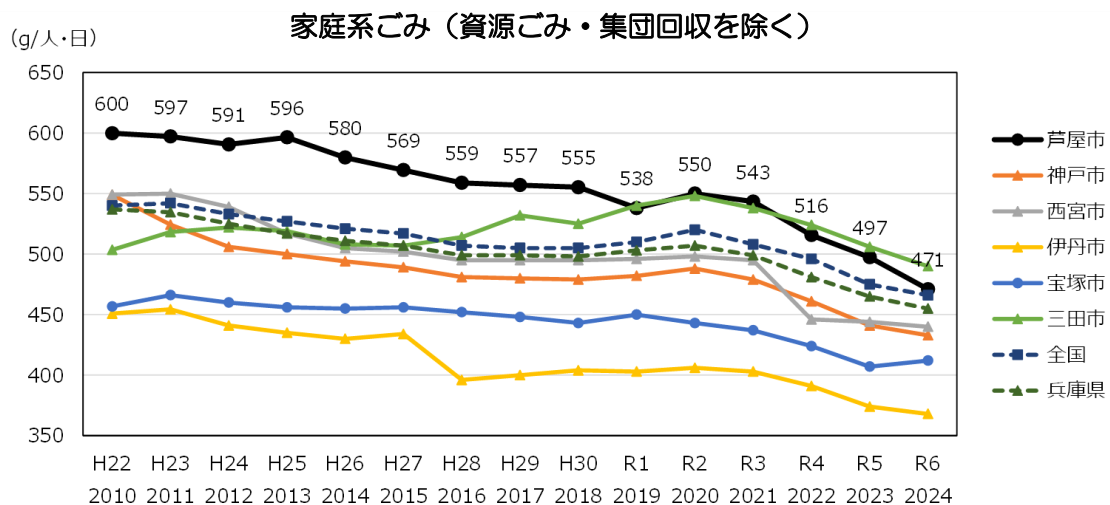


出典：芦屋市は「芦屋市ごみ処理事業概要」、他は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収を除く）の推移について、他市との比較を図表4-18に示します。令和6年（2024年）度の本市の排出量は471g/人・日であり、兵庫県平均よりやや多くなっています。

本市の排出量は令和4年（2022年）度から急速に減量化が進んでおり、他市の減量化も進んでいます。その差は縮まっていますが、まだ減量の余地があります。

図表4-18 1人1日当たりのごみ排出量の推移（他市対比）

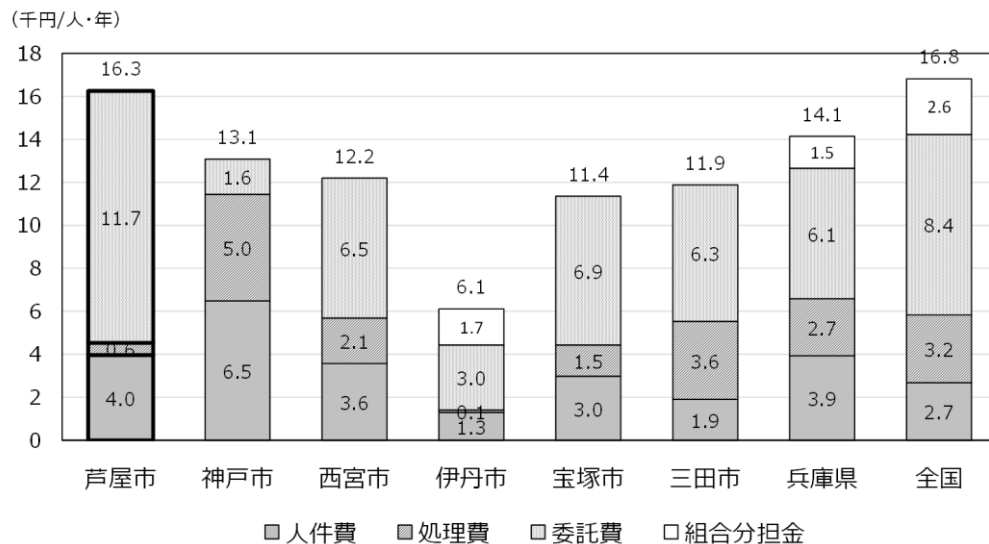


出典：芦屋市は「芦屋市ごみ処理事業概要」、他は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より

4-9 1人当たりのごみ処理経費の他都市比較

本市のごみ処理経費は図表4-19のとおり、全国平均と同等レベルですが、兵庫県平均を上回っています。ごみ処理の組織体制は自治体によって直営・委託の割合が異なるため、単純比較はできませんが、兵庫県と比較した場合（組合分担金含む）、人件費は同等ですが、委託費が約2倍となっています。

図表 4-19 1人当たりのごみ処理経費（令和6年度／費目別）

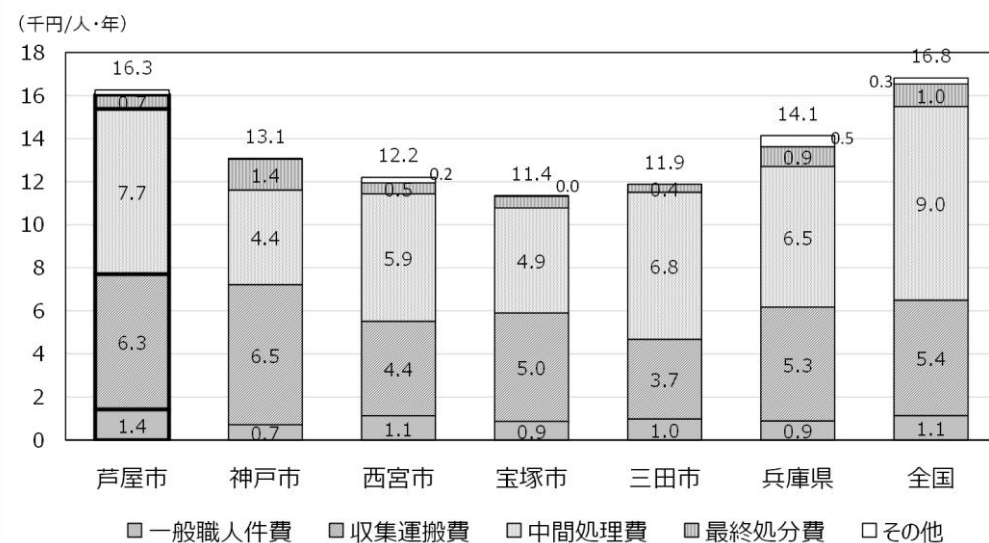


(注1) 建設・改良費及び車両購入費・調査研究費は除く。

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

ごみ処理経費を機能別に比較した結果を図表4-20に示します。兵庫県や全国と比較した場合、収集運搬費については兵庫県及び全国の約1.2倍となっています。中間処理費は兵庫県平均よりやや多いレベルですが、神戸市・西宮市・宝塚市を大きく上回っています。

図表 4-20 1人当たりのごみ処理経費（令和6年度／機能別）



(注1) 建設・改良費及び車両購入費・調査研究費は除く。

(注2) 人件費、処理費、委託費を機能別に集計している。

(注3) 組合分担金は全国比率にて中間処理費と最終処分費に按分加算している。

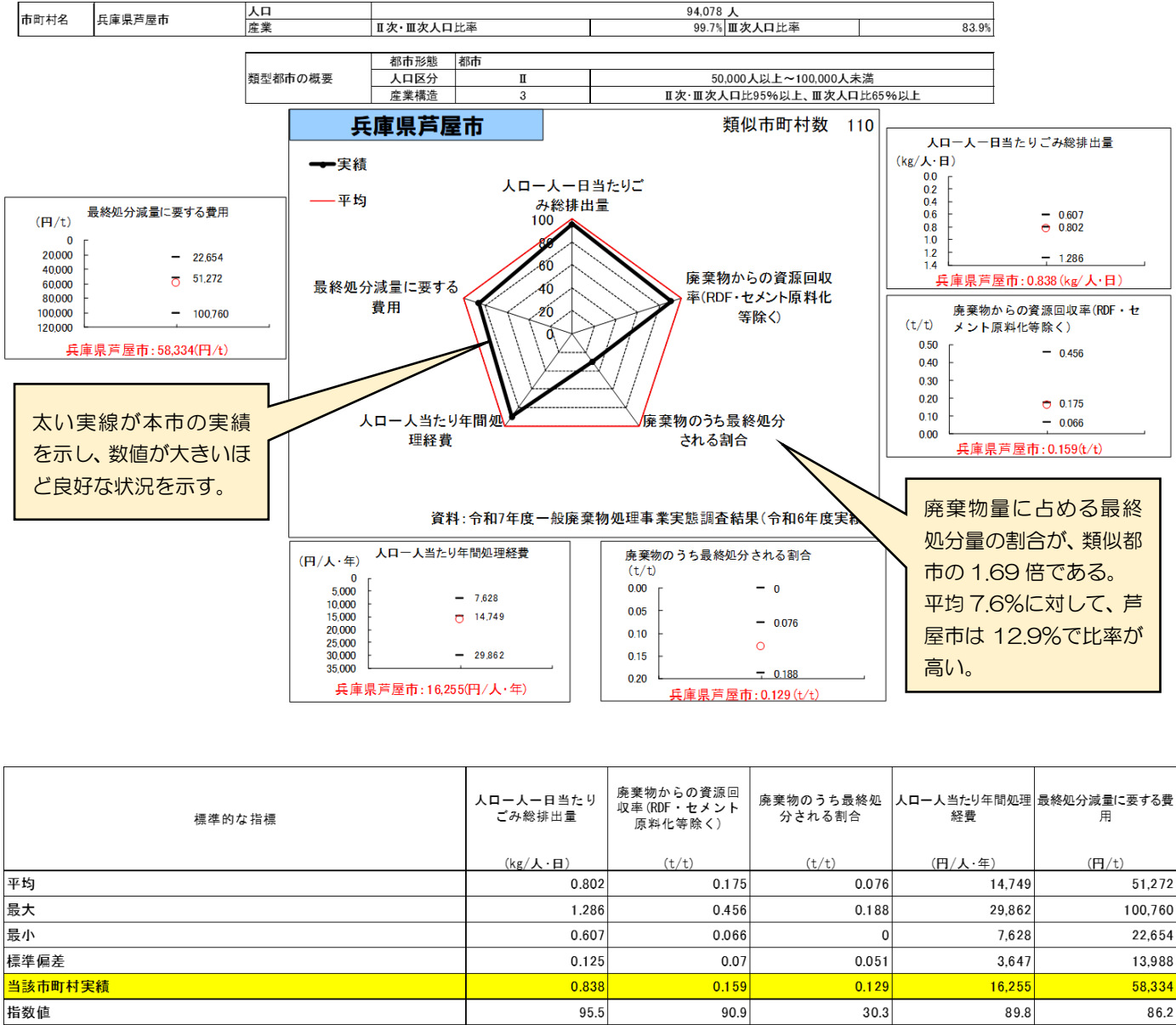
(注4) 芦屋市の収集運搬費にはパイプライン経費が2千円/人・年程度含まれている。

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

4-10 環境省システム評価ツール結果（令和6年度実績）

環境省のシステム評価支援ツールを使った、令和6年（2024年）度実績の評価結果は図表4-21のとおりです。類似市町村と比較し、「廃棄物のうち最終処分される割合」が低い評価となっていますが、その他はほぼ平均に近い水準です。

図表 4-21 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和6年度実績版）



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人当たり年間処理 経費	最終処分減量に要する費 用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.802	0.175	0.076	14,749	51,272
最大	1.286	0.456	0.188	29,862	100,760
最小	0.607	0.066	0	7,628	22,654
標準偏差	0.125	0.07	0.051	3,647	13,988
当該市町村実績	0.838	0.159	0.129	16,255	58,334
指数値	95.5	90.9	30.3	89.8	86.2

（注）類似市町村とは、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村で、総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」の類型に準拠している。本ツールでは、全国110市町村が類似市町村とされている。このうち近畿圏の市町村は守山市、栗東市、福知山市、舞鶴市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、芦屋市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、香芝市、岩出市の31市である。

第5章 市民・事業者アンケート調査の結果

5-1 市民アンケート調査

5-1-1 調査概要

(1) 調査対象

2,500 人

【選定方法】無作為抽出

【抽出条件】市内在住の 18 歳以上の市民

(2) 調査方法

回答は無記名とし、令和 8 年 2 月 16 日～3 月 16 日を調査期間として郵送による配布、回収（郵送、web）を実施しました。調査期間を超えて返送された調査票についても、集計対象としています。

(3) 調査項目

○回答者の属性について

○ごみについての意識や考え、取組について

○食品ロス・廃食用油について

○ごみの分別について

○リチウムイオン電池について

○再生資源集団回収制度について

○ごみ減量や資源化に関する情報について

○プラスチックのリサイクルについて

○3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する取組について

(4) 回収の結果

抽 出 数： 2,500 人

有効回収票数： 1,464 票（ウェブ回答 606 票、紙回答 858 票）

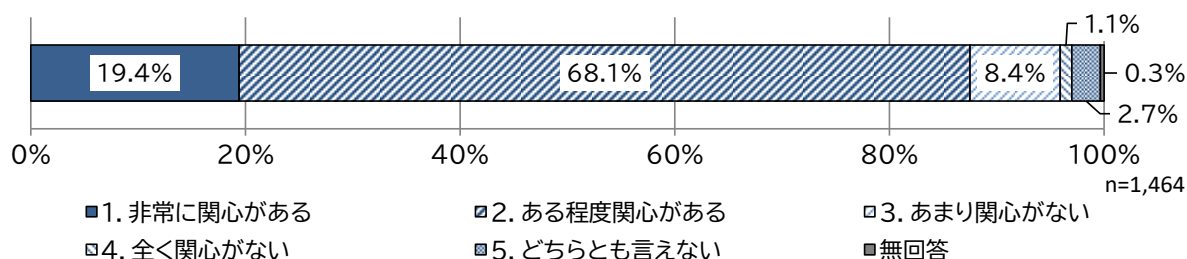
有 効 回 答 率： 58.6%

5-1-2 調査結果

(1) ごみについての意識や考え、取組について

① ごみ問題に対する関心

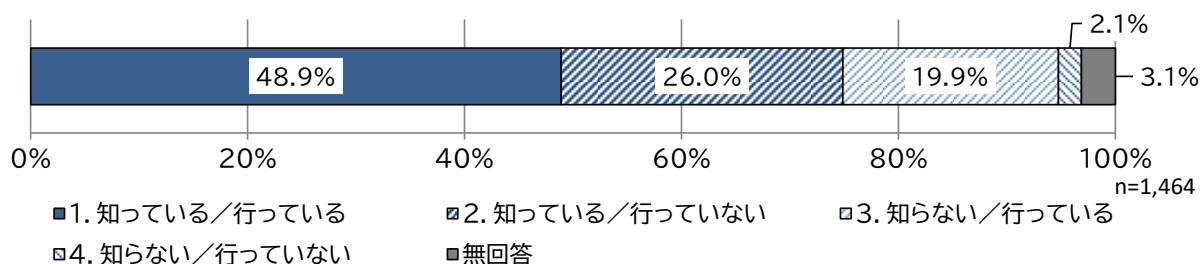
- ・「ある程度関心がある」が 68.1%と最も多く、次に「非常に関心がある」が 19.4%、「あまり関心がない」が 8.4%でした。



② ごみを減らす行動

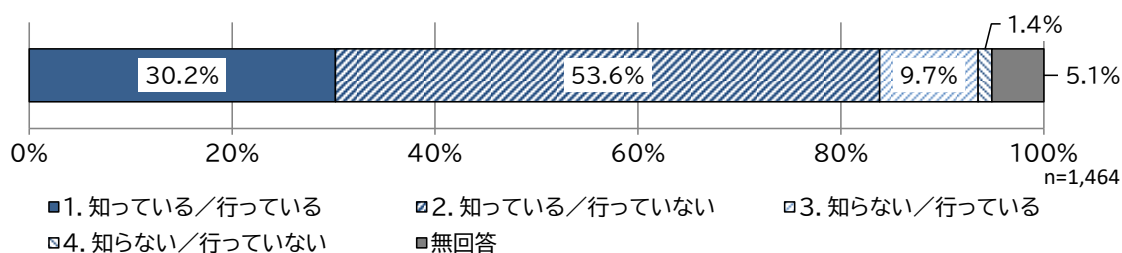
●リデュース（ごみをなるべく出さない）

- ・「知っている／行っている」が 48.9%と最も多く、次に「知っている／行っていない」が 26.0%、「知らない／行っている」が 19.9%でした。



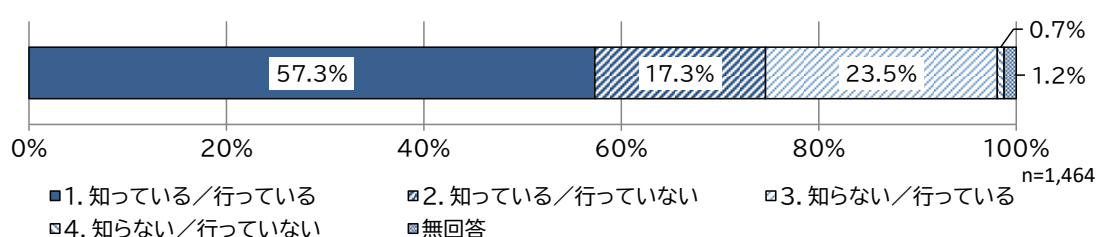
●リユース（繰り返し使う）

- ・「知っている／行っていない」が 53.6%と最も多く、次に「知っている／行っている」が 30.2%、「知らない／行っている」が 9.7%でした。



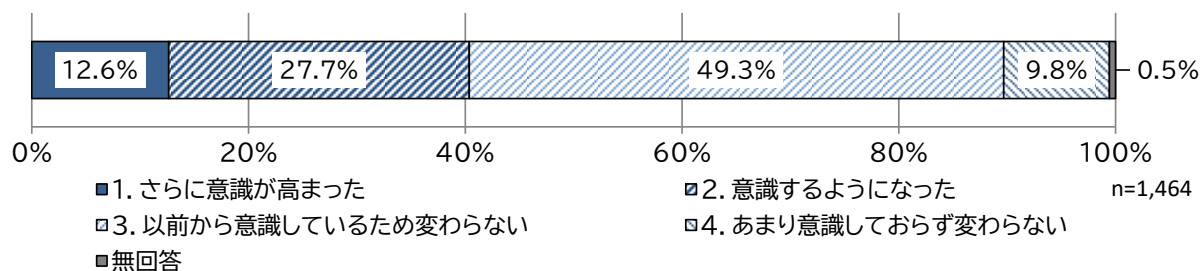
●リサイクル（資源として再利用する）

- ・「知っている／行っている」が 57.3%と最も多く、次に「知らない／行っている」が 23.5%、「知っている／行っていない」17.3%でした。



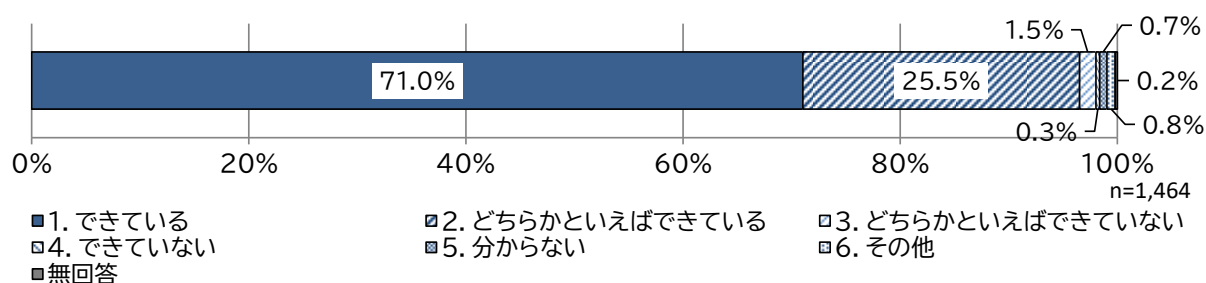
④ 指定ごみ袋を導入したことにより、分別の意識が高まったと感じるか

・「以前から意識しているため変わらない」が 49.3%と最も多く、「意識するようになった」が 27.7%、「さらに意識が高まった」の 12.6%と合わせると「意識するようになった」は 40.3%でした。



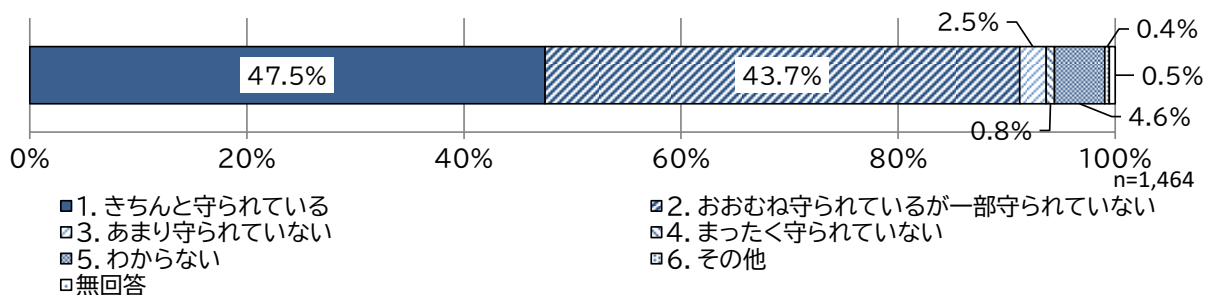
⑤ ごみの分別の実施状況について

・「できている」が 71.0%と最も多く、次に「どちらかといえばできている」が 25.5%でした。



⑥ ごみ出しのルールやマナーについて

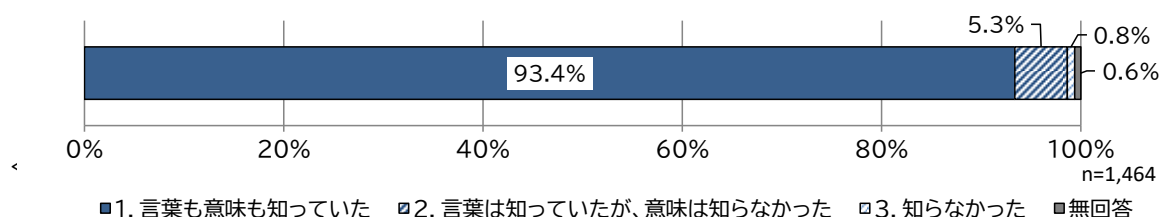
・「きちんと守られている」が 47.5%と最も多く、次に「おおむね守られているが一部守られていない」が 43.7%でした。



(2) 食品ロス・廃食用油について

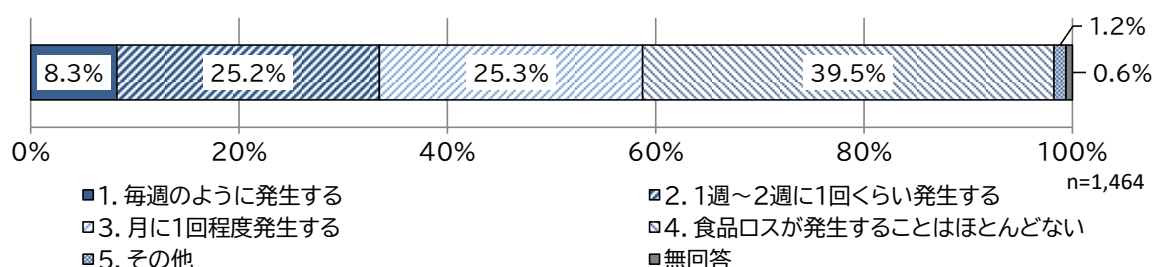
① 食品ロスという言葉の認知

・「言葉も意味も知っていた」が93.4%と最も多く、次に「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」が5.3%でした。



② 食品ロスの発生状況

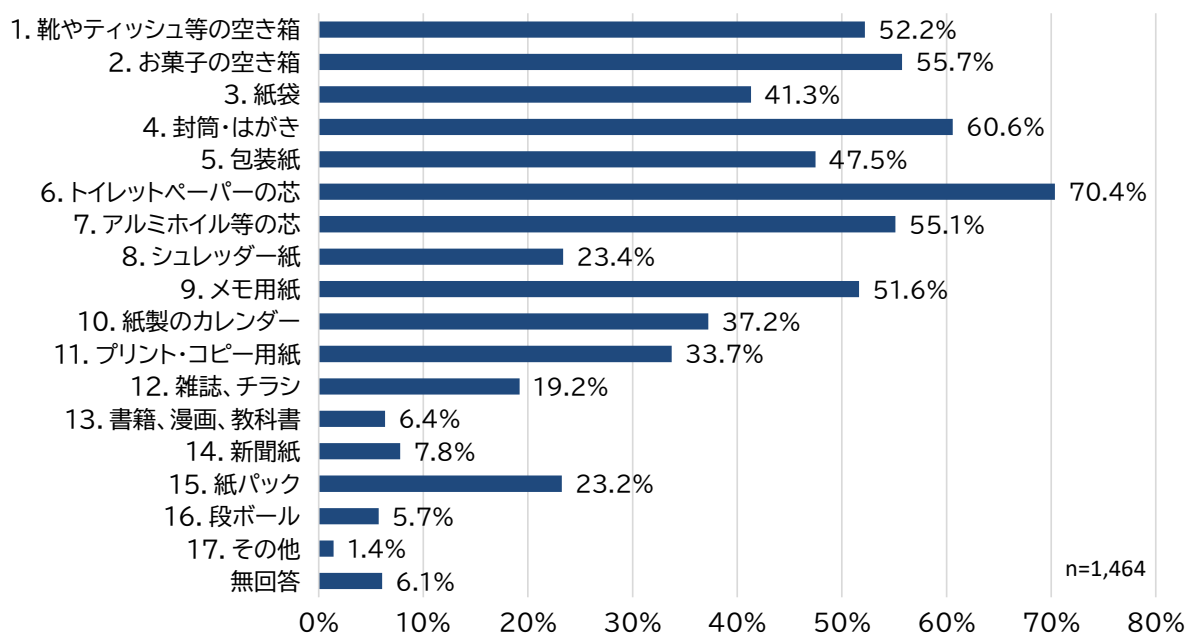
・「食品ロスが発生することはほとんどない」が39.5%と最も多く、次に「月に1回程度発生する」が25.3%、「1週～2週に1回くらい発生する」が25.2%でした。



(3) ごみの分別について

① 燃やすごみで排出した紙資源

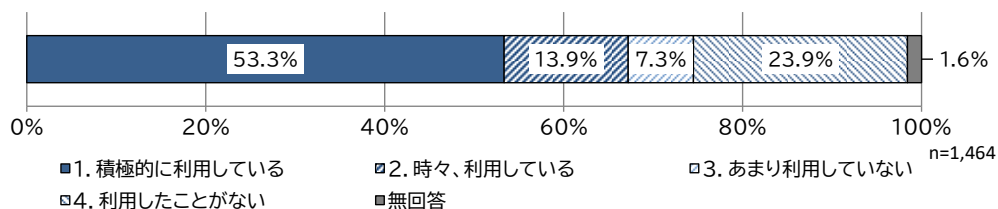
・燃やすごみで排出した紙資源については、「トイレットペーパーの芯」が70.4%と最も多く、次に「封筒・はがき」が60.6%、「お菓子の空き箱」が55.7%、「アルミホイル等の芯」が55.1%、「靴やティッシュ等の空き箱」が52.2%でした。



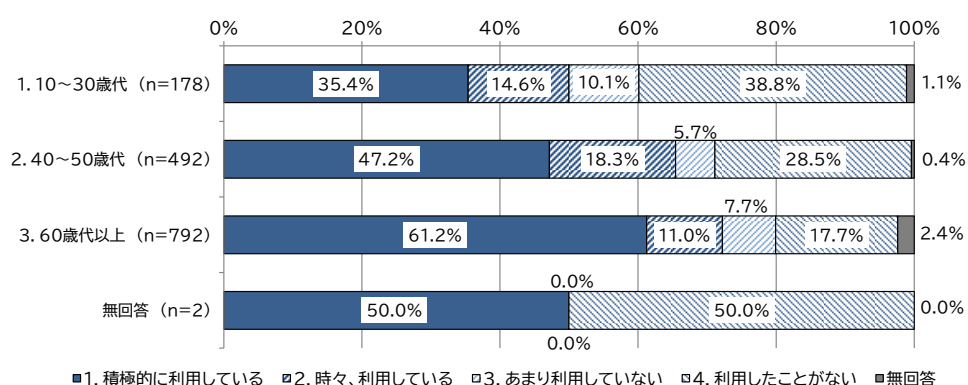
（４）再生資源集団回収制度について

① 集団回収の利用状況

- 自治会や管理組合等の集団回収の利用状況については、「積極的に利用している」が53.3%と最も多く、次に「利用したことがない」が23.9%でした。



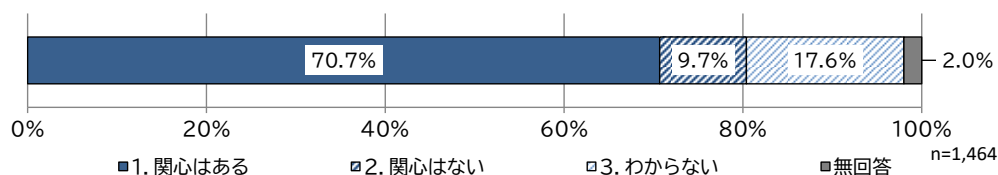
- 年代別では、10～30歳代では「利用したことがない」が38.8%で、年齢層が高いほど集団回収を「積極的に利用している」傾向が見られます。



（５）プラスチックのリサイクルについて

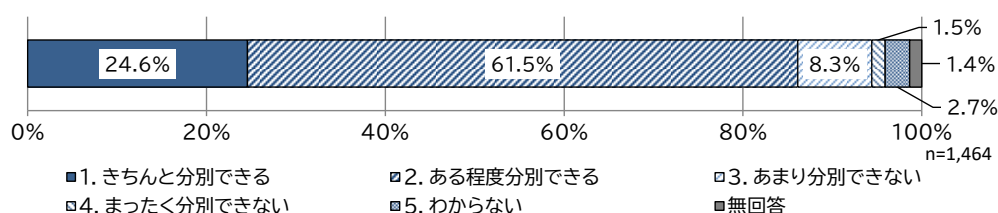
① プラスチックのリサイクルへの関心

- プラスチックのリサイクルへの関心については、「関心はある」が70.7%、「関心はない」が9.7%でした。



③ プラスチックの分別について

- プラスチックの分別については、「ある程度分別できる」が61.5%で最も多く、次に「きちんと分別できる」が24.6%で、合わせて「分別できる」が86.1%でした。



5-2 事業者アンケート調査

5-1-1 調査概要

(1) 調査対象

2,000 事業所

【選定方法】電話帳による抽出

【抽出条件】市内に住所を有する事業所

(2) 調査方法

回答は無記名とし、令和8年2月16日～3月16日を調査期間として郵送による配布、回収及びwebによるアンケートも実施しており、両者を合わせた集計を実施しました。調査期間を超えて返送された調査票についても、集計対象としています。

(3) 調査項目

- 事業所の属性
- ごみの処理責任について
- 事業系一般廃棄物の処分方法について
- 市民からのごみの回収等について
- 食品ロスについて
- 情報の取得について

(4) 回収の結果

抽 出 数： 2,000 事業所

有効回収票数： 796 票

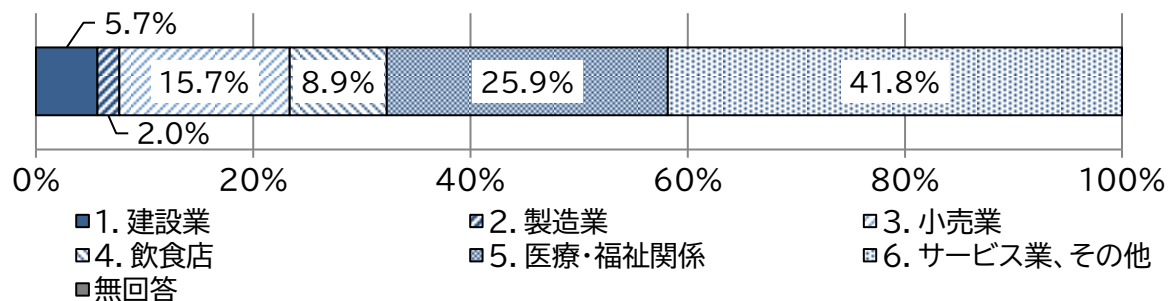
有効回答率： 39.8%

5-1-2 調査結果

(1) 事業者の属性

① 業種

・「サービス業、その他」が41.8%と最も多く、次に「医療・福祉関係」が25.9%、「小売業」が15.7%でした。



(2) ごみの処理責任について

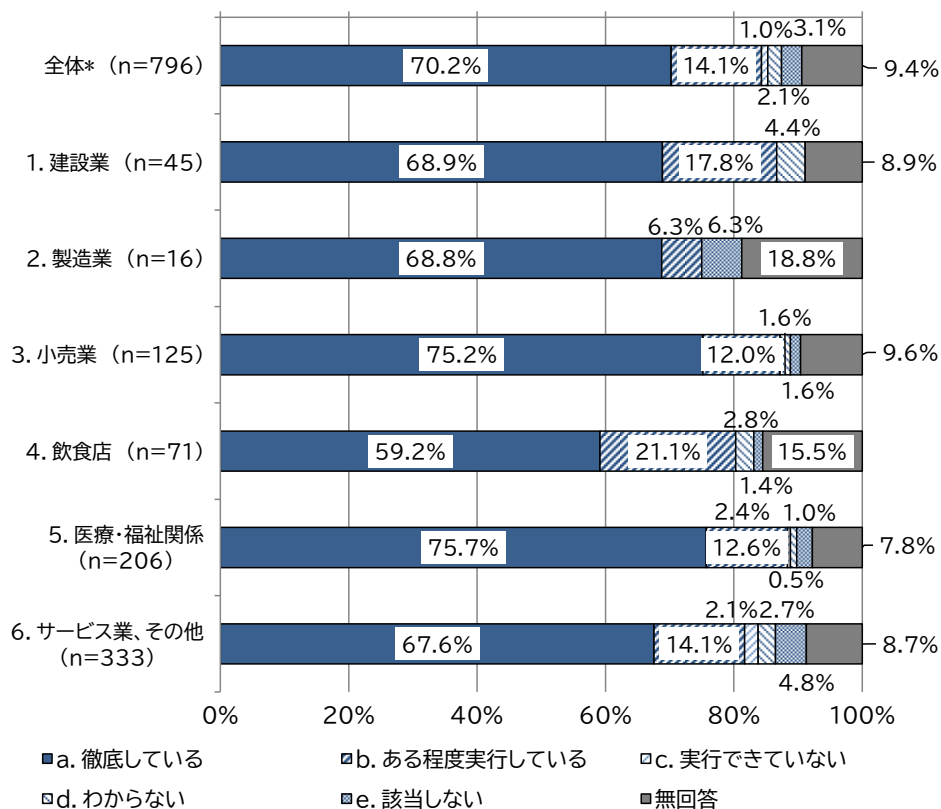
① 事業者の自己処理責任の実践度

【全体】

・「徹底している」が最も多く 70.2%、次に「ある程度実行している」が 14.1%でした。

【業種別】

・「徹底している」は医療・福祉関係が最も多く 75.7%、次に小売業が75.2%でした。飲食店が59.2%で他の業種と比べて低くなっています。



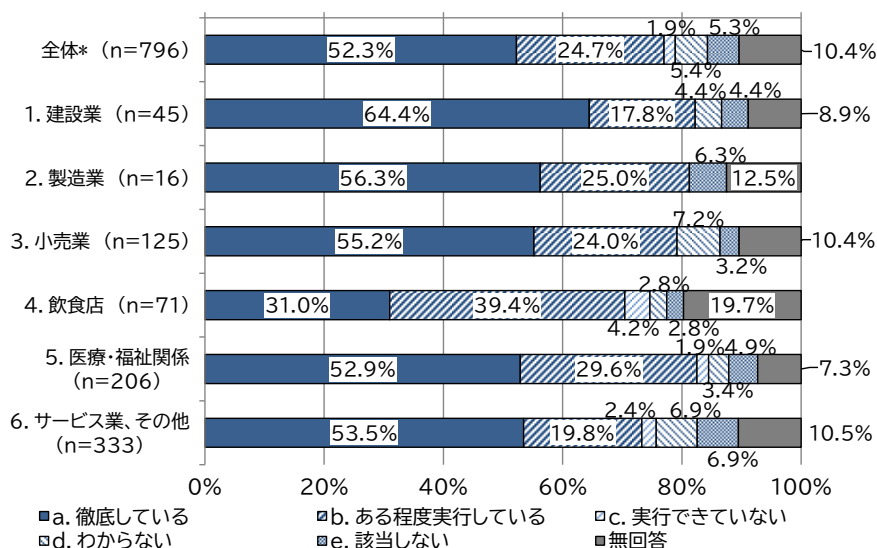
② 廃棄物減量の実践度

【全体】

- ・「徹底している」が最も多く 52.3%、次に「ある程度実行している」が 24.7%で、合計すると 77.0%が廃棄物減量を「実行している」と回答しています。
- ・「実行できていない」は 1.9%、「わからない」は 5.4%でした。

【業種別】

- ・「徹底している」は建設業が最も多く 64.4%、次に製造業が 56.3%です。



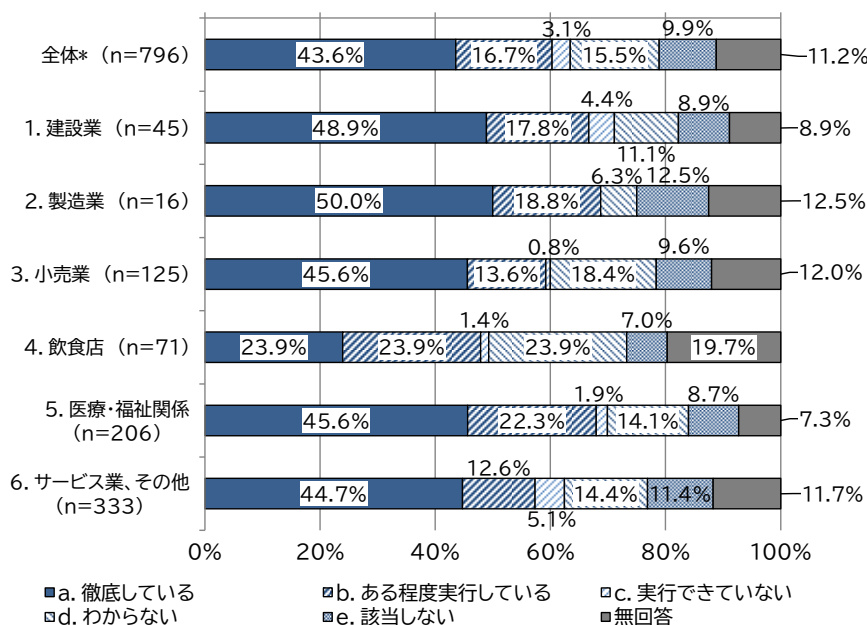
③ 国や地方公共団体の施策等への協力の実践度

【全体】

- ・「徹底している」が 43.6%、「ある程度実行している」が 16.7%で、合計すると 60.3%が国や地方公共団体の施策等への協力を「実行している」と回答しています。
- ・「実行できていない」は 3.1%、「分からない」は 15.5%でした。

【業種別】

- ・「徹底している」は製造業が最も多く 50.0%、次に建設業が 48.9%です。



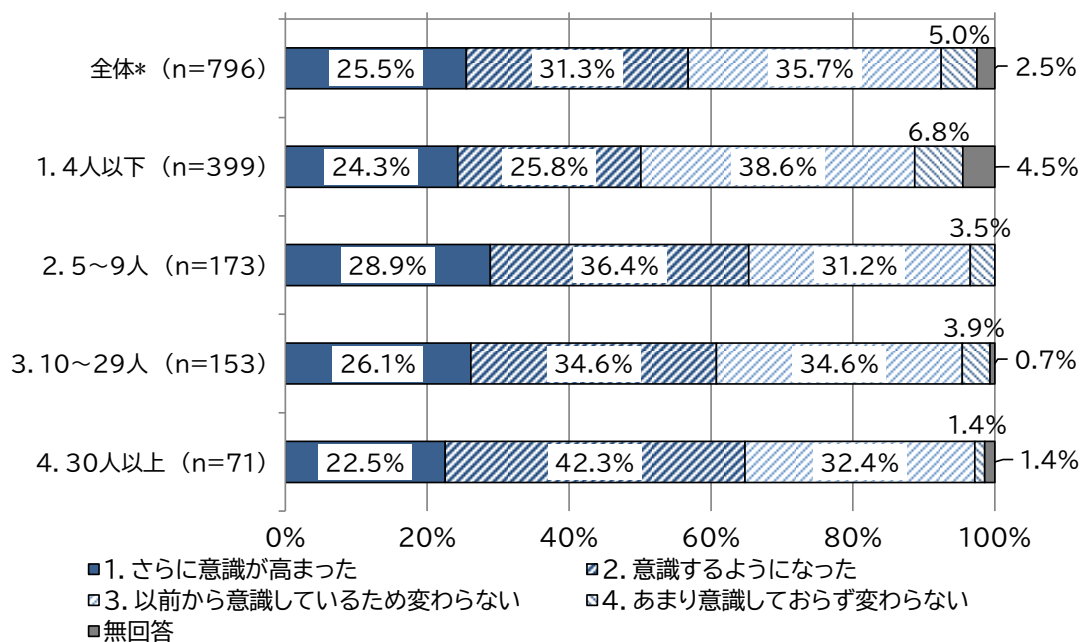
④ 分別意識の高まりについて

【全体】

・「さらに意識が高まった」と「意識するようになった」の合計は 56.8%「以前から意識しているため変わらない」が 35.7%、「あまり意識しておらず変わらない」が 5.0%でした。

【従業員数別】

・「さらに意識が高まった」と「意識するようになった」の合計は 5～9 人が最も多く 65.3%、次に 30 人以上が 64.8%でした。



(3) 事業系一般廃棄物の処分方法について

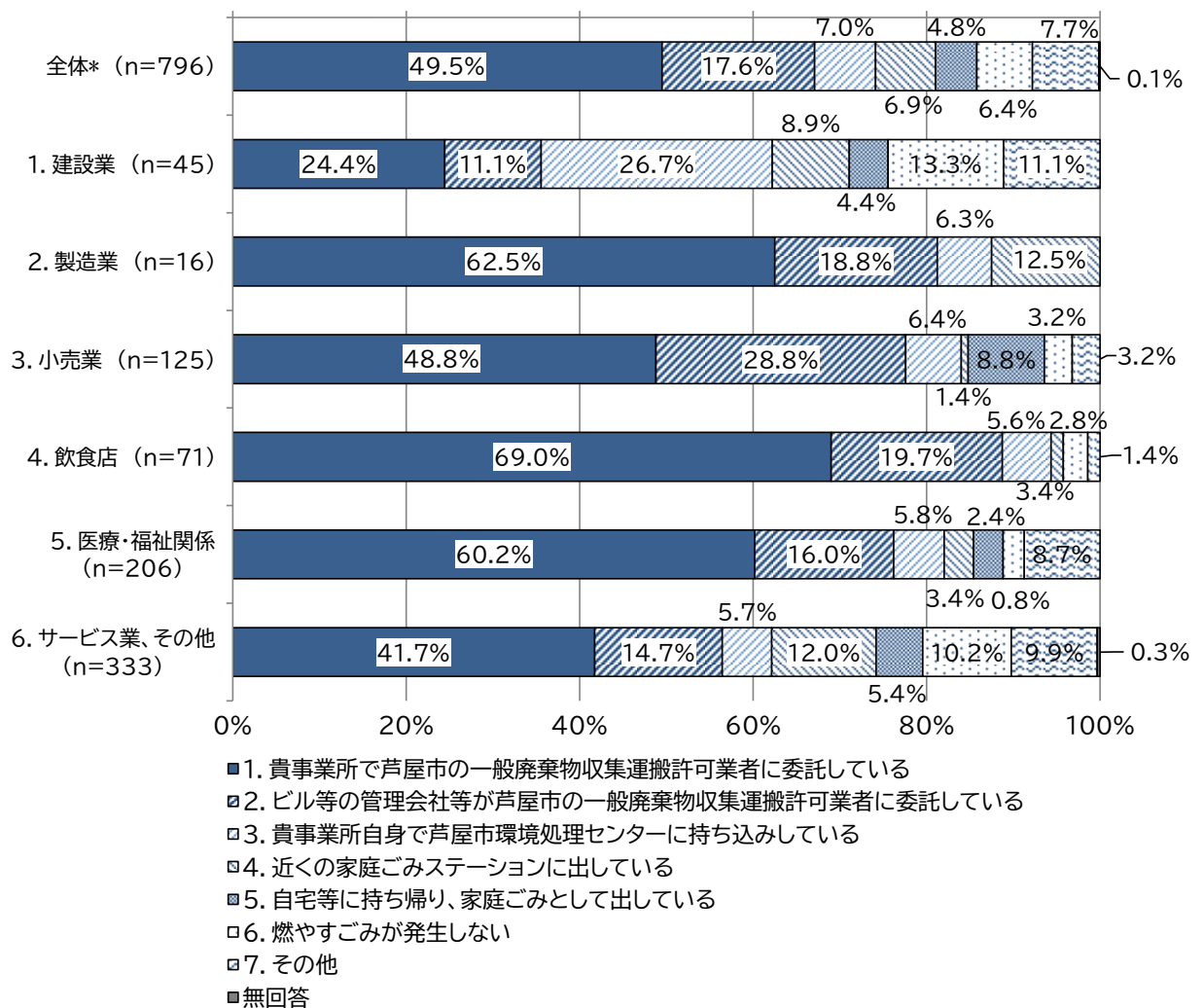
① 燃やすごみ（生ごみ等）の排出方法

【全体】

- ・「事業所が許可業者に委託している」が49.5%、「管理会社等が許可業者に委託している」が17.6%で、合計すると「許可業者に委託している」が67.1%でした。
- ・「事業所が環境処理センターに持ち込みしている」が7.0%、「近くの家庭ごみステーションに出している」が6.9%、「自宅等に持ち帰り、家庭ごみとして出している」が4.8%、「燃やすごみが発生しない」が6.4%でした。

【業種別】

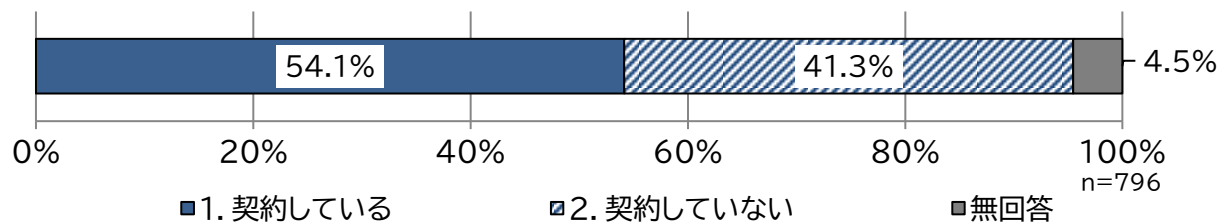
- ・「事業所が許可業者に委託している」と「管理会社等が許可業者に委託している」の合計は、飲食店が最も多く88.7%、次に製造業が81.3%です。



② 一般廃棄物収集運搬許可業者との契約状況

【全体】

- ・「契約している」が54.1%、「契約していない」が41.3%でした。



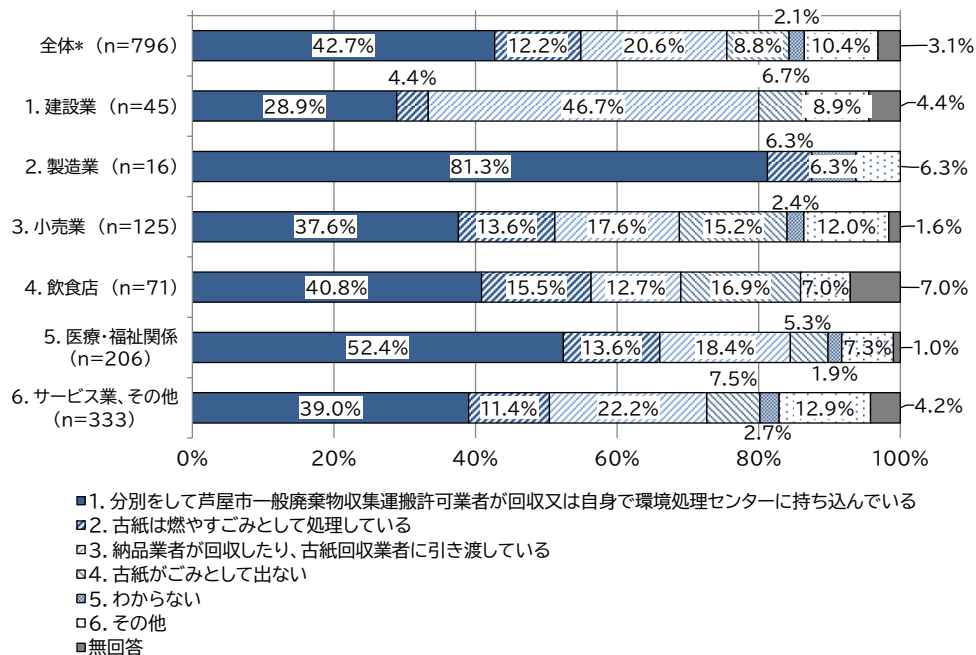
④ 古紙の出し方について

【全体】

- ・「分別をして芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者が回収又は自身で環境処理センターに持ち込んでいる」が最も多く42.7%、次に「納品業者が回収したり、古紙回収業者に引き渡している」が20.6%、「古紙は燃やすごみとして処理している」が12.2%、「古紙がごみとして出ない」が8.8%です。

【業種別】

- ・「分別をして芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者が回収又は自身で環境処理センターに持ち込んでいる」は製造業が最も多く81.3%、「古紙は燃やすごみとして処理している」は飲食店が最も多く15.5%、「納品業者が回収したり、古紙回収業者に引き渡している」はサービス業、その他が最も多く22.2%でした。



(4) 食品ロスについて

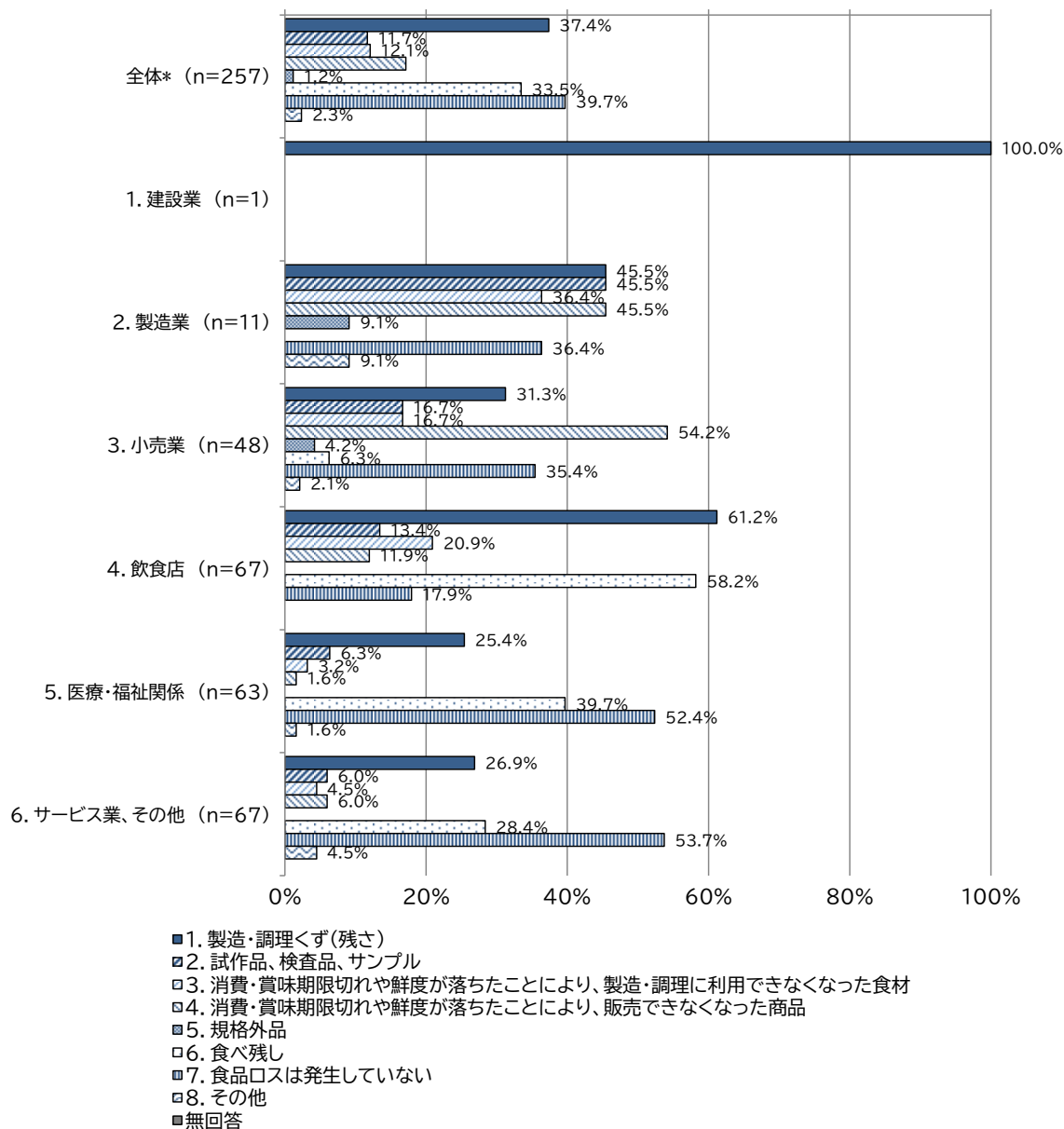
①食品ロスの発生状況と発生品目（複数回答）

【全体】

- ・「食品ロスは発生していない」が最も多く 39.7%、次に「製造・調理くず（残さ）」が 37.4%、「食べ残し」が 33.5%でした。

【業種別】

- ・いずれの業種でも「製造・調理くず（残さ）」が最も割合が高くなっています。



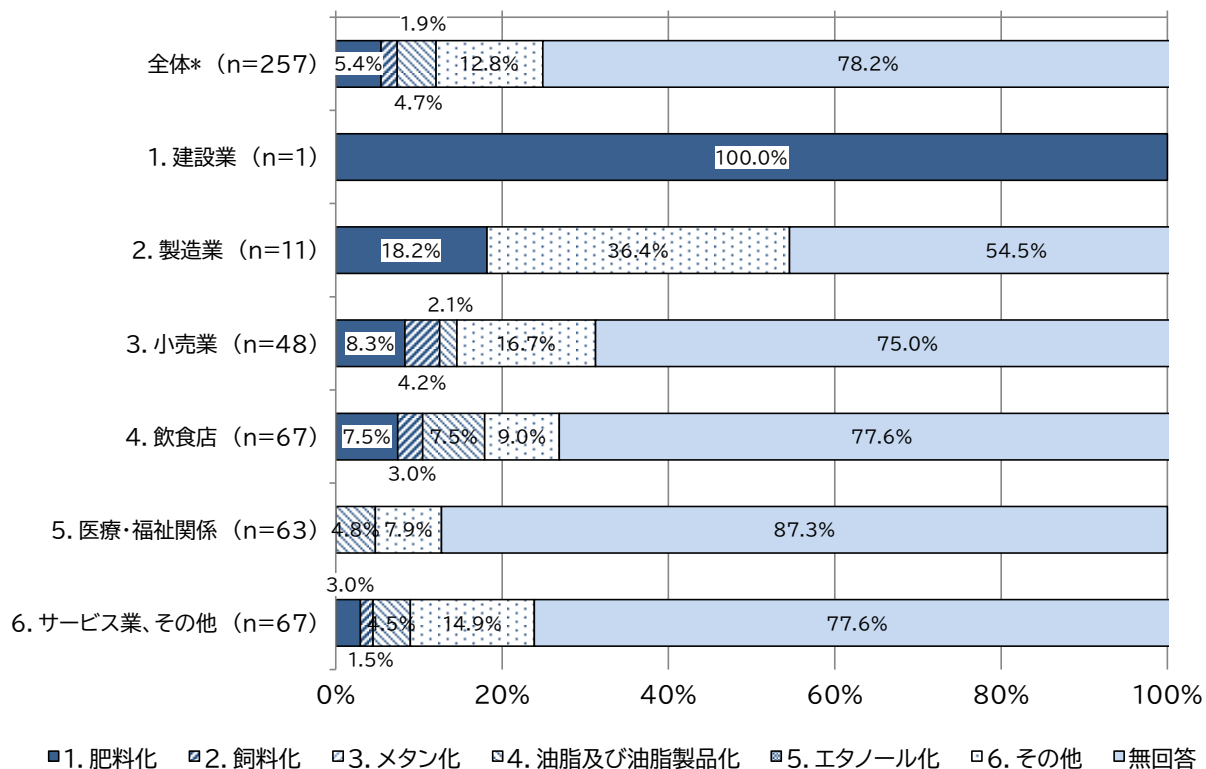
② 食品リサイクル（再生利用）の取組（複数回答）

【全体】

- ・全体では食品自体を取り扱っていない事業が多く「無回答」が最も多く 78.2%でした。
- ・食品リサイクルの種類は「肥料化」が最も多く 5.4%、次に「油脂及び油脂製品化」が 4.7%、「飼料化」が 1.9%でした。また「メタン化」は 0%でした。

【業種別】

- ・製造業は「油脂及び油脂製品化」が 36.4%、次に「肥料化」が 18.2%でした。
- ・小売業は「肥料化」が 8.3%、次に「飼料化」が 4.2%でした。
- ・飲食店は「肥料化」、「油脂及び油脂製品化」が 7.5%でした。



第6章 現計画の総括と課題

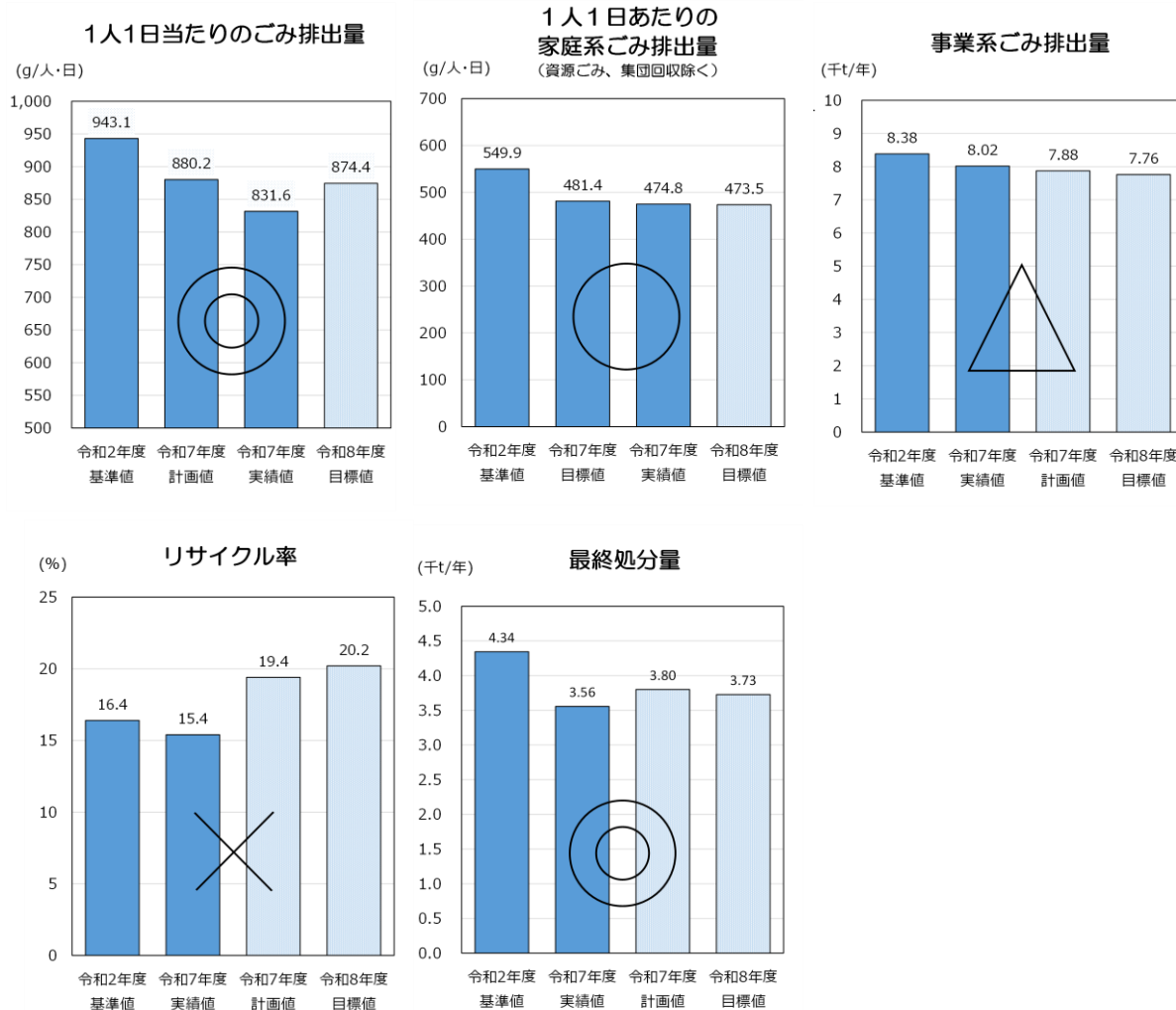
6-1 現計画目標値達成の見通し

令和7年（2025年）度の実績を目標値と対比した結果は図表6-1のとおりです。1人1日当たりのごみ排出量、最終処分量は令和8年度目標値を達成する見込みであり、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も目標達成まであと一歩ですが、事業系ごみ排出量は、令和7年（2025年）度の目標値を達成できていません。リサイクル率は基準値より悪化しており、目標値を達成できていません。

図表 6-1 現計画目標値達成の見通し

項目	単位	令和2年度 基準値	令和7年度 目標値	令和7年度 実績値	令和7年度 達成状況	令和8年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	943.1	880.2	831.6	◎	874.4
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	549.9	481.4	474.8	○	473.5
事業系ごみ排出量	t/年	8,384	7,875	8,018	△	7,762
リサイクル率	%	16.4	19.4	15.4	×	20.2
最終処分量	t/年	4,344	3,799	3,555	◎	3,726

（注）◎：令和8年度目標値達成の見込み、○：令和7年度目標値達成、△：令和7年度目標値未達成、×：基準値より悪化
出典：芦屋市環境施設課資料



6-2 施策の実施状況

現行計画の施策の主な実施状況は次のとおりです。

基本方針・施策	主な実施状況
基本方針1 日常における環境意識の醸成	
・指定ごみ袋の導入	・令和5年10月から本格導入し、導入の前後2か年を比較し約12.6%の一人一日当たりの家庭系ごみ量を削減 等
・紙ごみの資源化	・紙ごみの資源化に関する環境学習及び啓発の実施 ・1人1日当たりの集団回収量は、県内自治体の中で6番目(令和6年度)と高い水準 等
・食品ごみの削減	・生ごみ対策として段ボールコンポストやキエーロをホームページ等で啓発 ・令和7年3月にENEOS・植田油脂と連携協定を締結、廃食用油の拠点回収(18か所)を開始 等
・環境教育の充実	・「住みよい芦屋をつくる」ポスターコンクールを毎年開催 ・施設見学(令和7年度 市立小学校 8回、個人・小グループ 8回) ・出前授業(令和7年度 小学校 3回、団体向け 1回) ・「環境処理センター夏休み親子見学」の開催(令和7年度 3回) 等
・リサイクルイベントの実施	・「リユースフェスタ」、「環境フリーマーケット」を毎年開催 ・「本・古着の交換会」の開催(令和7年度 19回、うち拡大イベント 1回) 等
基本方針2 市民参画・協働の推進	
・住民参加の将来構想	・パイプライン収集に替わる代替収集方法について市民と行政との協働で検討 ・廃棄物減量等推進審議会や環境処理センター施設整備基本計画検討委員会への公募委員参加 等
・リサイクルの推進	・広報あしや等での啓発 ・ごみ分別促進アプリ ・家庭ごみハンドブック作成(令和5年3月全戸配布) ・令和6年3月にサントリーHD等の民間事業者とペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結 等
・フードドライブの拡充	・コープこうべ・社会福祉協議会と連携したフードドライブの実施(常時受付2店舗) 等
・ごみに関するワークショップ	・環境処理センター夏休み親子見学【再掲】 等
基本方針3 多様な主体との連携	
・民間店舗との協力	・ごみ減量化・再資源化推進宣言の店(47店舗) 等
・民間団体との提携	・コープこうべ・社会福祉協議会と連携したフードドライブの実施【再掲】 ・令和6年3月にサントリーHD等の民間事業者とペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結【再掲】 ・令和7年3月にENEOS・植田油脂と連携協定を締結、廃食用油の拠点回収(18か所)を開始【再掲】 ・令和7年11月に株式会社 ECOMMITとリユース活動の促進に向けた連携・協力協定を締結 等
・福祉との連携	・コープこうべ・社会福祉協議会と連携したフードドライブの実施【再掲】 ・「芦屋市さわやか収集」の継続 等
基本方針4 排出事業者責任の徹底	
・事業系ごみ袋の指定	・令和5年10月より中身が見える袋でのごみ出しをルール化 等
・事業者への資源の分別の促進	・事業系ごみハンドブックの作成・配布 ・事業系ごみ搬入時の展開検査の実施(令和7年度 47回) 等
基本方針5 新施設の検討・構想	
・新施設整備計画の推進	・廃棄物減量等推進審議会や環境処理センター施設整備基本計画検討委員会での検討 ・プラスチックの選別・処理に係るサウンディング調査を実施(令和7年度) 等
・プラスチックの分別検討	
・次世代エネルギー環境技術の検討	(現行計画の策定後、焼却処理施設のあり方に変更があったため、当該施策については特に実績はない)
・既施設の安定運用	・焼却施設の維持管理や運転等については令和3年度から長期包括的運営業務委託を実施 ・家庭系ごみ搬入時の展開検査の実施(令和7年度 52回) 等
・CO ₂ 削減	・燃やすごみ中のプラスチック削減のためプラスチックの分別検討を推進

6-3 今後の課題

本市におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を以下に示します。

課題1 生活系ごみのさらなる減量

- 令和6年度の本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績値471g/人・日（資源ごみ、集団回収を除く）は、兵庫県平均の455g/人・日よりやや多くなっています。
- 本市のごみ排出量の7割を占め、1人1日当たりで兵庫県平均を上回る生活系ごみの削減が必要です。そして、市民のごみ問題への関心は高く、更なる減量が期待できます。
- 可燃ごみ処理の神戸市への委託に伴い、可燃ごみの量は中継・運搬費用の増減に直結するため、資源循環・環境面だけでなくごみ処理費用抑制の観点からも、より一層の減量が必要です。

課題2 集団回収を含めた分別の徹底

- ごみ排出量のうち約80%を燃やすごみが占めています。この燃やすごみのうち、乾重量比で、紙・布類が約42%、プラスチックごみである合成樹脂類が約29%を占めており、この中には資源化可能物が含まれていると考えられます。
- これらの燃やすごみに含まれている資源化可能物の資源化を進めるため、さらなる分別の徹底が不可欠です。
- 本市の集団回収量は減少が続いているものの、今なお兵庫県内でも高水準です。しかしながら、集団回収の担い手である自治会加入世帯の減少が続いていることから、今後も集団回収量の減少が懸念されます。
- 転入者や若年層に集団回収日や地域での実施団体が認知されていないといった課題もあります。市民にとって利用しやすく、市民と協働しながら市民同士の交流等にもつながる取組を実施し、水平展開していく必要があります。

課題3 プラスチックごみ対策

- 本市はこれまでレジ袋削減などに取り組んできましたが、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施に向けて体制を整備することが求められています。
- また、国全体で課題となっているサーキュラーエコノミーへの移行や海洋プラスチックごみ対策の観点からも、プラスチックごみの分別回収に地域や市民と協力しながら取り組む必要があります。
- 併せて、使い捨てプラスチック製品をできるだけ使用しない等、そもそもプラスチックごみを発生させない取組も必要です。

課題4 食品ロス対策

- 本市は市内や近郊にフードバンクやフードドライブに取り組む事業者や団体が多いですが、フードドライブに取り組む市民は6%（本年3月の市民アンケート調査）と少ない状況です。
- またフードドライブ以外の食品ロス削減の取組は進んでいません。市民や事業者への働きかけを強化することが求められています。
- 国はR12（2030）年度までにH12（2000）年度比で家庭系の食品ロスを半減、事業系の食品ロスを60%減の目標を設定しており、その達成に向けた取組が必要です。

課題5 事業系ごみ対策

- 事業系ごみは新型コロナウイルス感染症の流行以降は横ばい傾向でしたが、令和7年度には8.0千t（前年度比0.15千t減）に減少しています。但し、令和7年度の計画値はわずかに未達であり、さらなる減量が必要です。
- 事業系ごみの削減には、ごみ量の多い大規模事業者への啓発が重要ですが、十分な取組ができていません。
- 本市の事業所は、小売業・サービス業等の第3次産業の小規模な事業者が多いことから、これら事業者に対する地道な情報提供や啓発が重要です。

課題6 安全で安定したごみ処理の推進

- ごみ処理施設に大きな損傷が発生すると、復旧に膨大な時間と費用がかかるうえに、近隣自治体にごみ処理の協力を要請するなど、その影響は深刻なものとなります。本市でもリチウムイオン電池やカセットボンベ等の危険物が原因と考えられる収集車の火災事故が発生しており、啓発や分別排出の徹底等の対応が必要です。
- 本市ではごみ処理施設の老朽化に伴い、新たな施設整備を検討していましたが、国や県では、地球温暖化対策と人口減少に伴うごみ量の減少への対応として、広域連携が推奨されました。こうした背景のもと、令和7年3月25日に神戸市長と芦屋市長において、可燃ごみの広域処理に向けた協議書を締結しました。
- 今後、広域処理の開始に向け、芦屋市環境処理センターを積み替え施設として改修することを進めるとともに、ごみの減量・資源化を目指し、神戸市との連携・協議や、市民・事業者との情報共有を進めながら、準備を着々と進めていく必要があります。
- 今後は、芦屋市環境処理センターにおいて、可燃ごみ中継施設の整備と老朽化した資源化施設の更新を計画しています。
- 発災時には、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から重要となることから、ごみ出しの方法等を平時から市民へ周知していく必要があります。

図表 6-2 可燃ごみの広域処理業務のイメージ

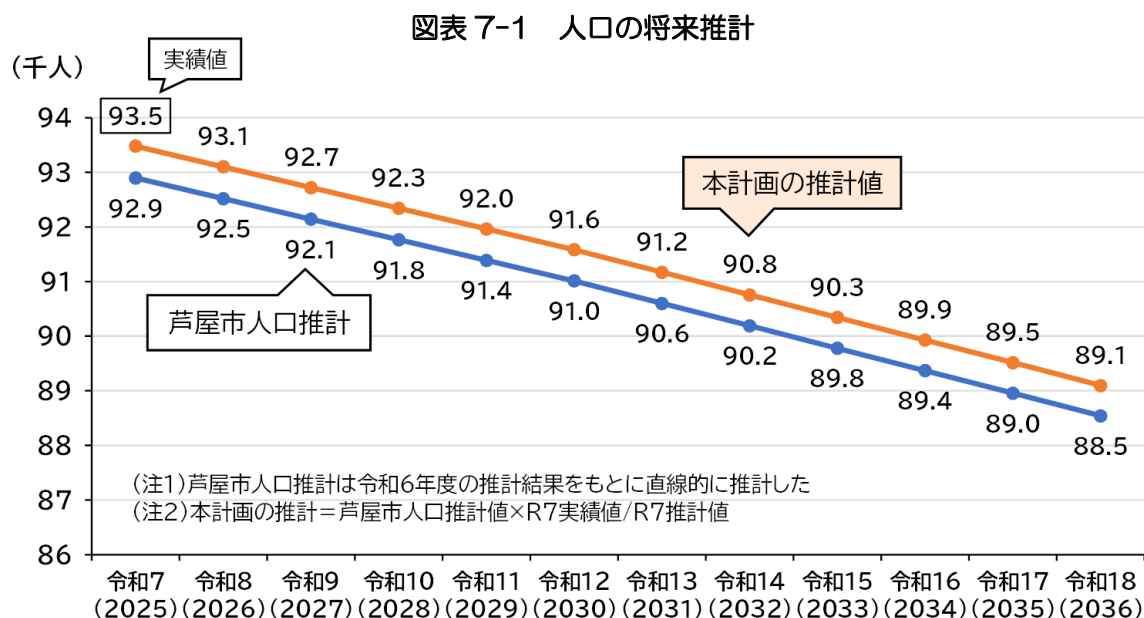


出典：芦屋市ホームページ「神戸市との環境施策の連携」

第7章 将来推計

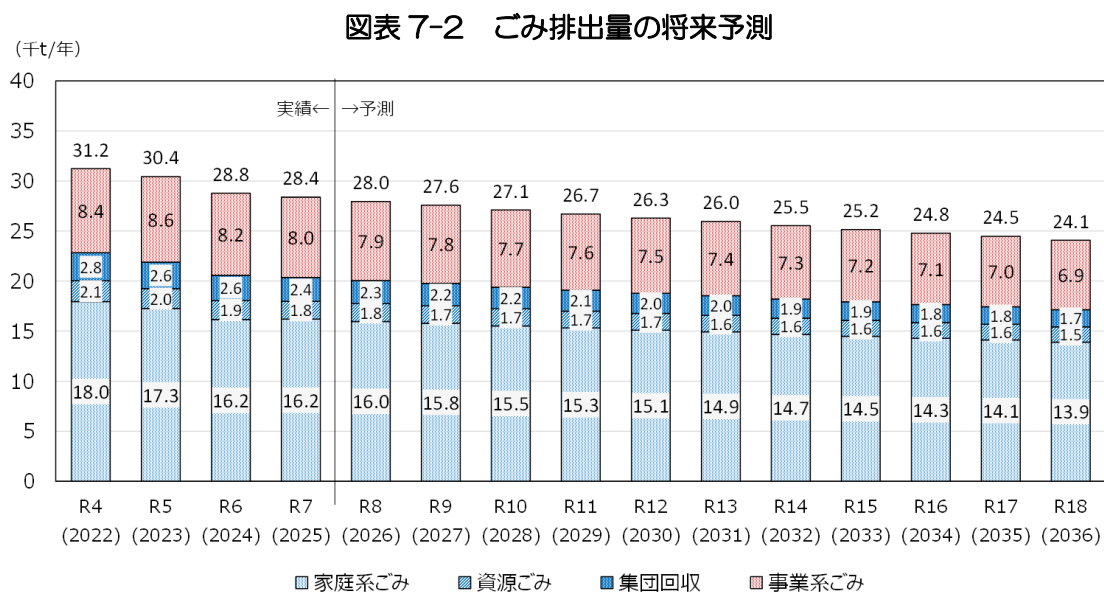
7-1 人口の将来推計

本計画における人口推計値は図表 7-1 のとおりです。芦屋市人口推計結果（令和 6 年度）における 5 年ごとの推計値から中間年度は直線的に算出し、令和 7 年（2025 年）度における実績値÷推計値の値を各年度の推計値に乗じて補正し、本計画の推計値を算出しています。



7-2 ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測を図表 7-2 に示します。今後、ごみ排出量は緩やかに減少し、令和 18 年（2036 年）度には総排出量が 24.1 千 t、令和 7 年（2025 年）度比で約 15% 減となることが見込まれます。

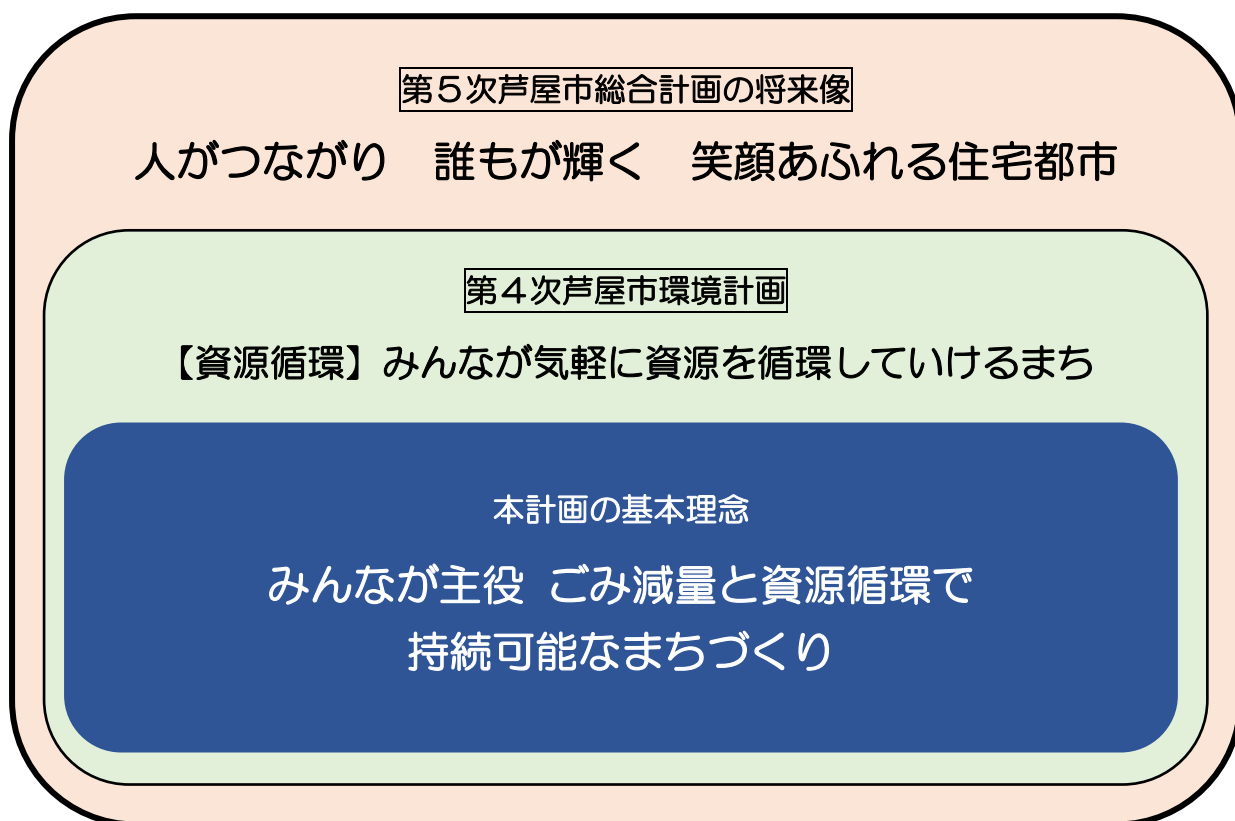


(注) 1 人 1 日当たりの排出量をごみの種類ごとに適切な予測式で予測し、これに人口推計値と年間日数を乗じて推計しています。

第8章 ごみ処理基本計画

8-1 基本理念

第5次芦屋市総合計画では、「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を将来像として掲げ、第4次芦屋市環境計画では、「資源循環」の目標として「みんなが気軽に資源を循環していけるまち」を掲げています。これらを踏まえ、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。



8-2 基本方針

基本理念の実現に向け、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1：生活系ごみの減量・資源化の促進

基本方針2：市民参画・協働による取組

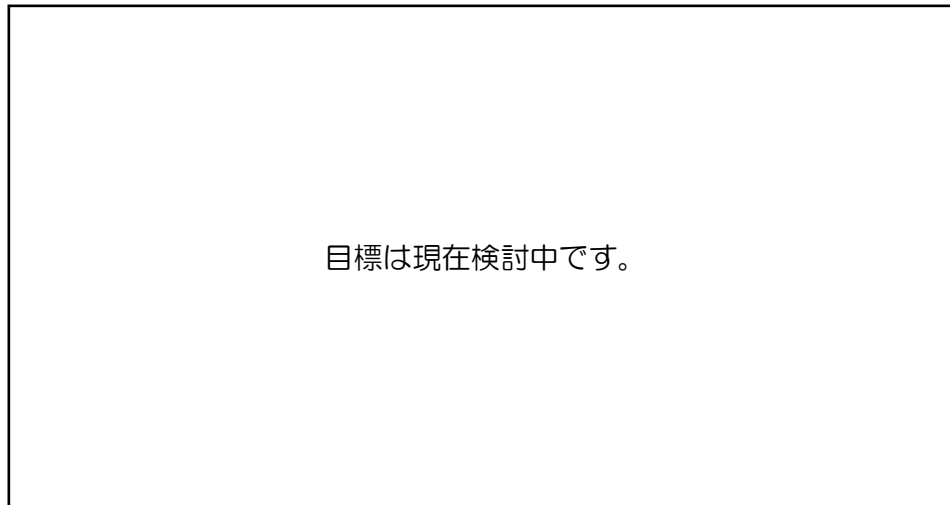
基本方針3：事業系ごみの減量・資源化の促進

基本方針4：安全で安定したごみ処理の推進

8-3 数値目標

本計画における数値目標を図表 8-1 のとおり設定します。

図表 8-1 本計画の数値目標



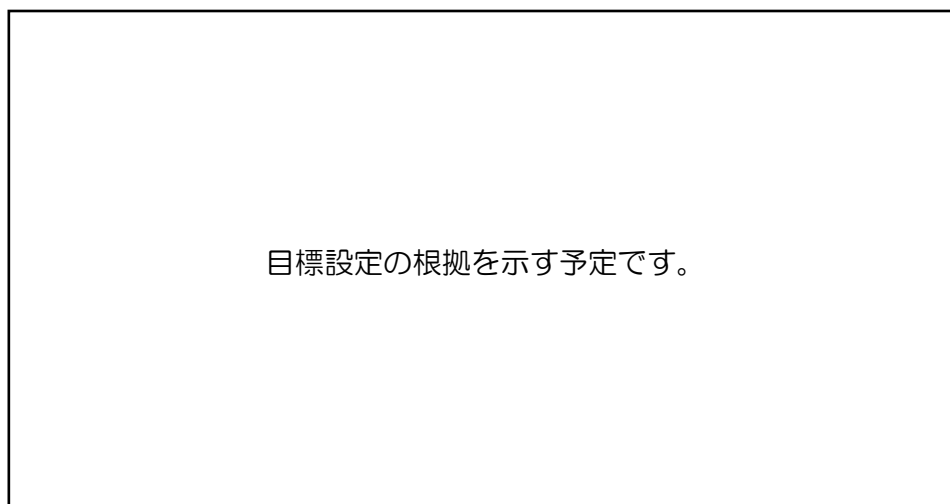
本計画の数値目標の設定にあたっての基本的な考え方と設定目標の根拠は以下のとおりです。

(1) 目標の基本的な考え方

本市がめざす「自然共生・脱炭素・資源循環」を実現していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

そこで、生活系・事業系ともにごみの排出量を、令和 7 年（2025 年）度に対して令和 18 年（2036 年）度に、生活系で●%、事業系で●%の削減を図ることを目標として掲げます。その内訳は以下のとおりです。

(2) 目標の設定内容



ごみ排出量及び処理量の見込みを図表 8-2 に示します。

図表 8-2 ごみ排出量及び処理量の見込み

指 標	単位	基準年度	令和8年度	中間年度	最終年度	基準年度比増減率					
		令和7年度 (2025) 実績	(2026) 推計	令和13年度 (2031) 目標	令和18年度 (2036) 目標	令和13年度 (2031)	令和18年度 (2036)				
人口 ^(注1)	人	93,482	93,102	91,170	89,096	▲2.5%	▲4.7%				
年間日数	日／年	365	365	366	365	－	－				
<基本指標>											
①ごみ発生量(予測値)	t／年	25,988	25,648	目標は現在検討中です。 目標が決まり次第、計画の概要 を記載します。							
生活系ごみ	t／年	17,970	17,734								
事業系ごみ	t／年	8,018	7,914								
②ごみ抑制量	t／年	0	0								
生活系ごみ	t／年	0	0								
事業系ごみ	t／年	0	0								
③ごみ抑制後の排出量(①－②)	t／年	25,988	25,648								
生活系ごみ	t／年	17,970	17,734								
事業系ごみ	t／年	8,018	7,914								
処理量											
焼却処理量	t／年	24,064	23,767								
最終処分量 ^(注2)	t／年	3,555	3,511								
資源化量	t／年	4,383	4,191								
資源化物	t／年	1,995	1,881								
集団回収	t／年	2,388	2,310								
リサイクル率	%	15.4%	15.0%								
<重点指標>											
紙ごみの資源化	t／年	3,045	2,942								
生活系	t／年	3,045	2,942								
事業系	t／年	0	0								
食品ロス発生量	t／年	3,480	3,448								
生活系	t／年	1,740	1,720								
事業系	t／年	1,740	1,728								
プラスチック容器包装の資源化	t／年	0	0								
生活系	t／年	0	0								
事業系	t／年	0	0								
製品プラスチックの資源化	t／年	0	0								
生活系	t／年	0	0								
事業系	t／年	0	0								
<1人1日あたりのごみ排出量>											
生活系 ごみ	資源ごみ・集団回収含む	g／人・日	596.7	589.9							
	資源ごみ・集団回収除く	g／人・日	474.8	470.0							
事業系 ごみ	資源ごみ含む	g／人・日	235.0	232.9							
	資源ごみ除く	g／人・日	235.0	232.9							
ごみ 排出量	資源ごみ・集団回収含む	g／人・日	831.6	822.7							
	資源ごみ・集団回収除く	g／人・日	709.7	702.8							

(注1)人口は芦屋市将来人口推計結果(R6.9)をベースに、令和7年度における推計値と実績値との比率で補正している。
(注2)焼却灰については、令和11年度までは令和7年度の発生率を採用し、令和12年度以降は神戸市の発生率を摘要した。
(注3)四捨五入の関係で明細の計と合計の値が一致しない場合がある。

8-4 施策体系

本計画の目標を達成するために、本市が取り組む主軸となる4つの基本方針に基づき、基本的な施策（10 施策）を設定し、施策の展開を図ることとします。

基本方針1 生活系ごみの減量・資源化の促進	
基本施策1	ごみを出さないライフスタイルの促進
基本施策2	ごみの減量・資源化を促す啓発活動の推進
基本施策3	プラスチックごみ資源化の推進
基本方針2 市民参画・協働による取組	
基本施策4	食品ロスの削減に向けた施策の推進
基本施策5	次世代を見据えた環境教育・環境学習の推進
基本方針3 事業系ごみの減量・資源化の促進	
基本施策6	事業者のごみの減量・資源化の検討
基本施策7	事業者へのごみの適正排出の啓発・支援
基本方針4 安全で安定したごみ処理の推進	
基本施策8	適正排出に関する市民等への情報提供
基本施策9	環境処理センター施設整備の推進
基本施策10	災害時のごみの適正排出の啓発

8-5 施策内容

基本方針 1	生活系ごみの減量・資源化の促進
--------	-----------------

基本施策1 ごみを出さないライフスタイルの促進

基本施策2 ごみの減量・資源化を促す啓発活動の推進

基本施策3 プラスチックごみ資源化の推進

＜主な取り組み内容＞

- 本市のごみ排出量の約7割を生活系ごみが占めているため、市民のごみ減量・資源化の取組を促進します（集団回収や紙資源対策など）。
- 併せて、地球規模の課題であるプラスチックごみ削減のため、新たに分別回収・資源化の取組を進めます。

基本方針 2	市民参画・協働による取組
--------	--------------

基本施策4 食品ロスの削減に向けた施策の推進

基本施策5 次世代を見据えた環境教育・環境学習の推進

＜主な取り組み内容＞

- 食品ロスの削減は国や県の目標に沿って、市民・事業者の主体的な参画を促し、目標達成に向けた取組を推進します。
- ごみの減量・資源化は一人ひとりの意識の高揚を図る必要があります。そのためにも、次世代を見据えた環境教育・環境学習に注力します。

基本方針 3	事業系ごみの減量・資源化の促進
--------	-----------------

基本施策6 ごみの減量・資源化に取り組む事業者の支援

基本施策7 事業者へのごみの適正排出の啓発

＜主な取り組み内容＞

- 本市の事業系ごみはごみ排出量全体の約3割程度ですが、生活系ごみに比べて減少が緩やかで、ここ数年は横ばい傾向です。
- 本市に多い中小規模事業者におけるごみの減量・資源化を支援する取組を進めるとともに、ごみの適正排出に関する周知・啓発を推進します。

基本施策8 適正排出に関する市民等への情報提供

基本施策9 環境処理センター施設整備の推進

基本施策10 災害時のごみの適正排出の啓発

＜主な取り組み内容＞

- ごみの適正な分別等に関する市民等への啓発を進めます。
- 環境処理センターのごみ処理施設の更新計画を推進するとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理に向けた取組を推進します。
- 多発化、大規模化する自然災害に備えて、発災時に適切に対応できるよう、平時から市民に排出方法等を周知します。